

アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度

研究官 安東 美和子
研究官 松田 美智子
研究官補 立谷 隆司

目 次

第1 少年非行の動向	5
1 指標犯罪検挙人員・人口比	5
2 罪種別検挙人員・人口比	6
第2 少年司法制度	10
1 歴史的経緯	10
(1) 少年裁判所の設立	10
(2) 適正手続の保障等	10
(3) 少年司法制度の刑事司法化	11
2 少年裁判所の手続等	12
(1) 少年裁判所の管轄年齢	12
(2) 少年裁判所の手続	12
(3) 少年の拘置	13
(4) 少年の処分	13
ア 社会内処遇	13
イ 施設収容処遇	14
ウ ブートキャンプ処遇	15
エ アフターケア	16
オ その他の処分	16
第3 少年司法の運用	17
1 少年裁判所	17
(1) 非行事件の処理件数	17
(2) 非行事件の処理状況	19
ア 総数	19
イ 罪種別処理状況	20
ウ 人種別処理状況	21
2 施設収容の状況	25
(1) 少年施設	25
ア 収容人員の推移	25
イ 罪種・入所事由別構成比の推移	28
ウ 平均収容日数	29
(2) ジェイル	30
(3) 州刑務所	31
ア 少年新収容者数の推移	31
イ 罪種別収容率	32
ウ 罪種・人種別収容率	33
資料	39

第1 少年非行の動向

本章においては、「Crime in the United States」(注1)に基づいて、アメリカにおける少年非行の動向について、述べることとする。なお、ここでは、「少年」とは、10歳以上17歳以下の者(注2)、「青年」とは、18歳以上20歳以下の者(注3)、「成人」とは、21歳以上の者をいう。

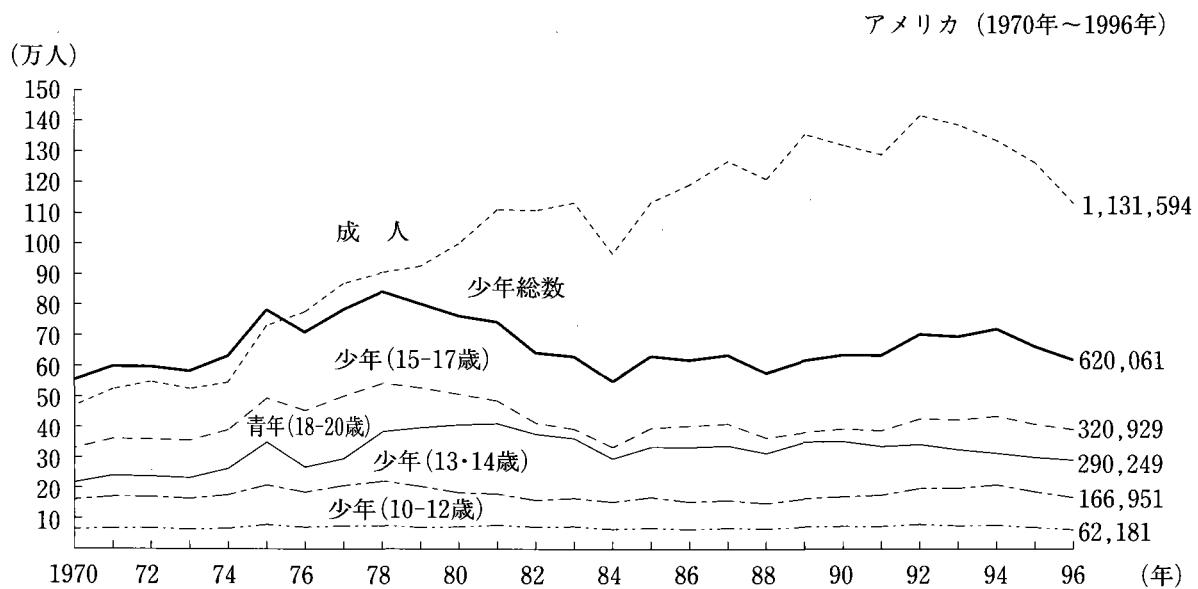
1 指標犯罪検挙人員・人口比

図1は、1970年から1996年における、アメリカの指標犯罪(Crime Index offense, 殺人、強姦、強盗、傷害、不法行為目的侵入、窃盗、自動車盗及び放火の8罪種。ただし、1978年までは、放火を除く7罪種)の検挙人員について、10歳以上12歳以下、13・14歳及び15歳以上17歳以下の少年の各検挙人員、少年検挙人員総数、青年検挙人員並びに成人検挙人員の推移を見たものである(実人員については、資料1参照)。

指標犯罪について、少年検挙人員総数は、1978年に約84万人となって以降減少し、1984年には約55万人となっていた。その後は増加傾向を示し、1994年には約72万人となったが、1995年から減少に転じ、1996年は約62万人である。この1980年代から1990年代にかけての増加は、15歳以上17歳以下の少年が、1984年の約33万人から1994年の約43万人に、13歳及び14歳の少年が、1984年の約15万人から1994年の約21万人に、それぞれ増加していることから分かるように、主にこれらの年齢層の少年検挙人員の増加によるものである。

これに対し、青年検挙人員は、1981年に約41万人となって以降は、おむね横ばいないし減少傾向にあり、1995年以降30万人を割っているが、成人検挙人員は、おむね増加傾向にあり、1992年には約142万人に達した後、減少に転じて、1996年には約113万人となっている。

図1 指標犯罪検挙人員の推移



注 Crime in the United States による。

図2は、少年、青年及び成人の人口比を、指標犯罪について見たものである（実数については、資料1参照）。各年齢層の人口比を比較すると、1981年代以降、青年、15歳以上17歳以下の少年及び13・14歳の少年は、成人のそれぞれ約4倍以上、約5倍以上、約3倍以上という高い数値を示している。

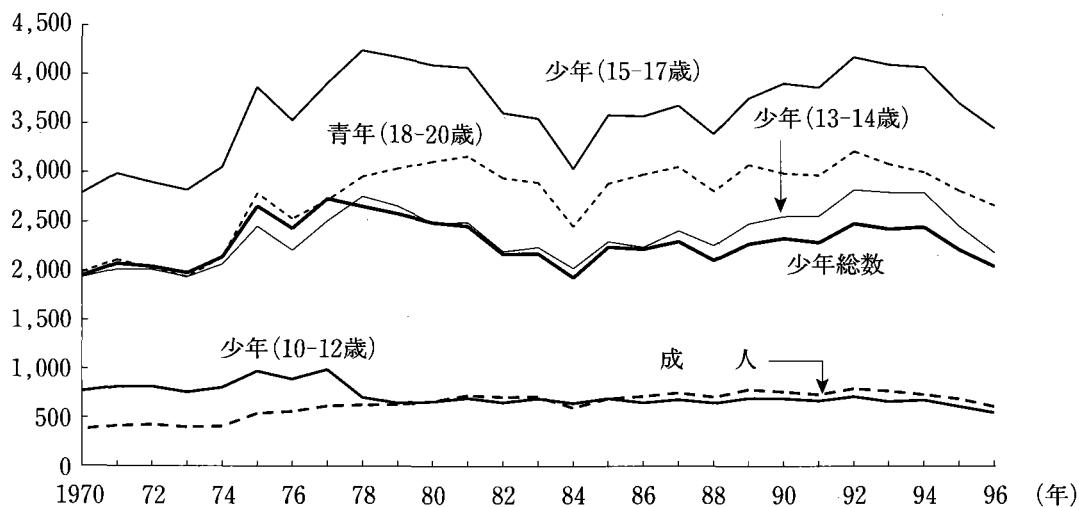
人口比の推移を、年齢層別に、1980年代以降について見ると、成人及び10歳以上12歳以下の少年が、600台から700台の間で上昇低下を繰り返しているのに対し、青年、15歳以上17歳以下の少年及び13・14歳の少年は、いずれも、1984年を底に、おむね上昇傾向を示していたが、1992年をピークとして、同年以降低下している。この1980年代後半から1990年代前半にかけての人口比の上昇を、1984年と1992年の比較で見ると、青年に関しては、1992年は1984年の1.31倍に、15歳以上17歳以下の少年に関しては、同じく1.38倍に、13歳及び14歳の少年に関しては、同じく1.39倍に、それぞれ上昇している。

2 罪種別検挙人員・人口比

殺人、強盗、傷害、窃盗及び強姦の5罪種（以下、「特定5罪種」という。）別に、少年検挙人員総数を見ると（資料2-1ないし5参照）、窃盗及び強姦については、1980年代後半以降、おむね横ばい傾向を示している。これに対し、殺人、強盗及び傷害は、いずれも1980年代後半から大幅に増加したが、1993年又は1994年をピークとして、減少に転じている。この間の殺人、強盗、傷害の各検挙人員の増加について見ると、殺人のピークは1993年で、1984年の3.28倍、強盗のピークは1994年で、1984年の1.70倍、傷害のピークは1994年で、1987年の1.83倍となっており、ぞれぞれその後減少傾向に転じたとはいえ、1996年はいずれも、なお高水準にある。

図2 指標犯罪人口比の推移

アメリカ（1970年～1996年）



注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

図3は、1970年から1996年における、少年、青年及び成人の人口比を、殺人(図3-1)、強盗(図3-2)、傷害(図3-3)、窃盗(図3-4)及び強姦(図3-5)の特定5罪種について、それぞれ見たものである(実数については、資料2-1ないし5参照)。

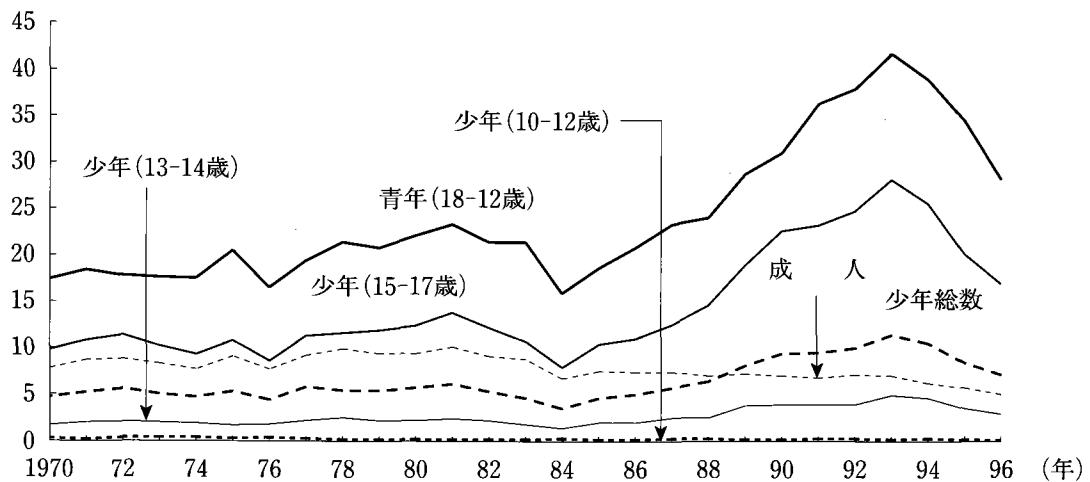
特定5罪種の各人口比の推移を、少年総数、青年及び成人の別に見ると、成人は、傷害を除き、おおむね横ばい傾向にあるのに対し、少年総数及び青年は窃盗を除き、1980年代後半から1990年代前半にかけての上昇が認められる。この少年総数及び青年の上昇を、1984年と1994年の比較で見ると、殺人に関しては、1994年は1984年の3.00倍(少年総数)及び2.45倍(青年)に、強盗に関しては、同じく1.64倍及び1.33倍に、傷害に関しては、同じく2.19倍及び1.99倍に、強姦に関しては、同じく1.06倍及び1.07倍に、それぞれ上昇しており、特に殺人、強盗及び傷害の上昇の程度が顕著である。

さらに、殺人、強盗及び傷害の各人口比の上昇を、少年の年齢層別に見るため、同様に1984年と1994年の比較で見ると、13歳及び14歳の少年の1994年の人口比が、殺人に関して、1984年の3.29倍、強盗に関して、同じく1.92倍、傷害に関して、同じく2.45倍と、いずれも、他の年齢層と比べて最も上昇しており、次いで、15歳以上17歳以下の少年の1994年の人口比が、殺人に関して、1984年の3.23倍、強盗に関して、同じく1.67倍、傷害に関して、同じく2.27倍と、いずれも上昇している。

このように、1980年代後半以降のアメリカにおいては、少年の殺人、強盗及び傷害の検挙人員・人口比が急激に増加・上昇するなど、少年非行の凶悪化が見られるが、その背景には、13・14歳及び15歳以上17歳以下の少年による凶悪犯の増加があると言える(注4)。

図3-1 殺人人口比の推移

アメリカ(1970~1996年)



注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

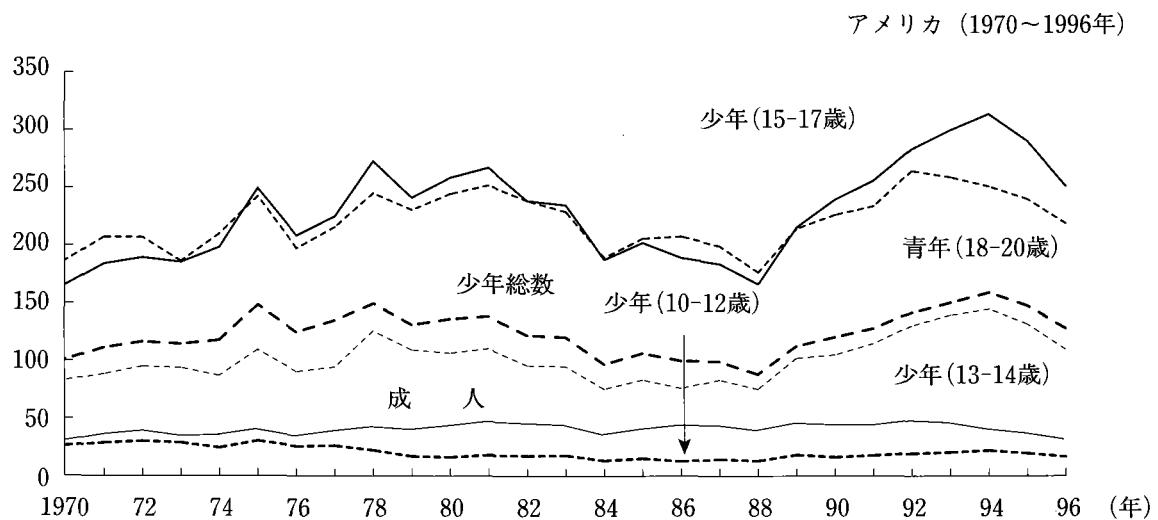
2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

5 「殺人」とは、謀殺(murder)及び故殺(nonnegligent manslaughter)をいい、未遂を含まない。

図3-2 強盗人口比の推移



注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

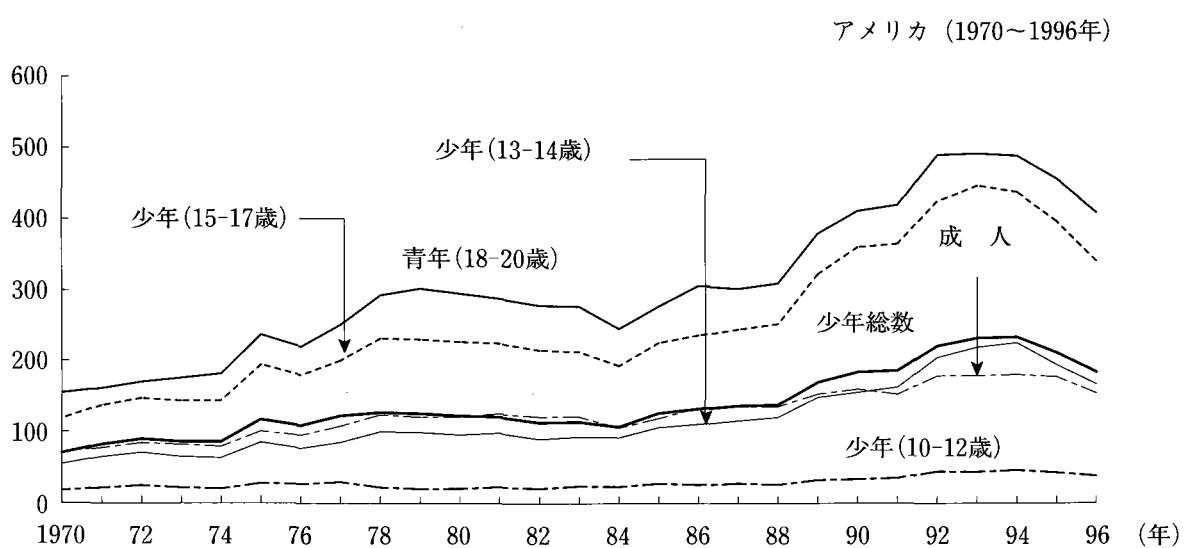
2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

5 「強盗」とは、強盗(robbery)をいう。

図3-3 傷害人口比の推移



注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

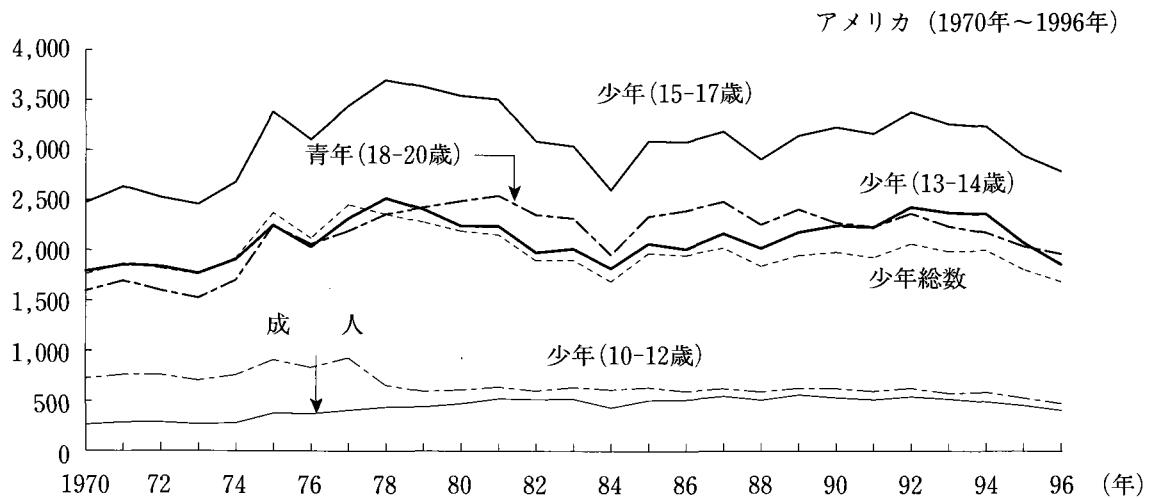
2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

5 「傷害」とは、加重暴行(aggravated assault)をいう。

図3-4 窃盗人口比の推移



注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

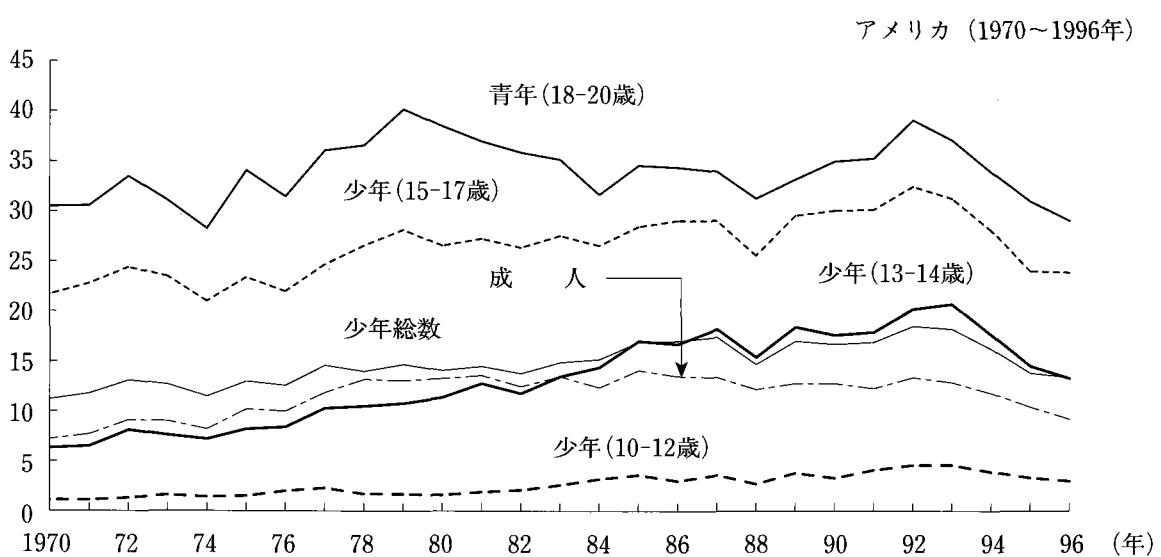
2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

5 「窃盗」とは、窃盗(larceny-theft), 自動車盜(motor vehicle theft)及び不法行為目的侵入(burglary)をいう。

図3-5 強姦人口比の推移



注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

2 人口統計については、1970年から1979年までは Preliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1987年までは Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年までは U.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年までは Statistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

5 「強姦」とは、強姦(forcible rape)をいう。

第2 少年司法制度

アメリカの少年司法制度は原則として50の州及びコロンビア特別区（首都ワシントンを指し、連邦政府の直轄区域である。）にゆだねられており（注5），その内容は基本的にこれら51の法域ごとに区々であるが、いずれも成人に対する司法制度とは異なる制度を設けている。

1 歴史的経緯

（1）少年裁判所の設立

歴史的に見ると、各州の刑事司法制度において、少年裁判所が設立される以前は、伝統的なコモン・ローに基づいて、7歳未満の少年は責任無能力とみなされ、7歳以上の少年は成人犯罪者と同様に逮捕され、裁判を受けて、成人同様の刑罰に服すこととされていた。ただし、7歳以上であっても14歳未満の少年の場合は、責任無能力の推定が働き、検察官が責任能力を立証することとされていた。

しかし、少年犯罪者を成人と同じ刑務所に収容することによる弊害もあり、また、少年に対して成人と同じ刑罰を科すことへのちゅうちょからかえって少年が制裁を免れる場合も多かったため、成人と分離した少年独自の矯正施設を設ける動きが生じ、1825年にニューヨーク市に少年だけを収容する施設である少年保護院（House of Refuge）が開設されたのを初めとして、その後各地に矯正学校（Reform School）、授産学校（Industrial School）、矯正院（Reformatory）等の少年矯正施設が19世紀中に開設されていった。

このような成人と分離した少年独自の収容制度の発達はやがて裁判制度にも及び、1899年にイリノイ州において、少年裁判所法が成立し、シカゴに全米初の少年裁判所が開設されたのを皮切りに、各州において、少年裁判所が設置されていった。そしてこの動きは、1925年までには、2州を除いて、アメリカ全土に広まり、以後約半世紀の間、原則として18歳未満の少年に対して、排他的な第一審管轄権を有する、伝統的な少年裁判所制度が存続した（注6）。

この伝統的な少年裁判所制度の根拠となった思想が、いわゆる「国親思想（parens patriae doctrine, 国王が国の後見人として有する衡平法（equity）上の権限を根拠づける伝統的な法原理）」であった。すなわち、少年裁判所は、「国親思想」に基づき、適切な指導監督のできない親に代わって少年を保護する責任と権限があるものとされ、成人に対する刑事裁判制度とは異なって、①少年の非行に対しては刑罰ではなく、少年の保護と矯正を目的とする処遇が重視され、②少年に対して刑罰を科すのは、少年裁判所が、それがその少年にとって最善の利益になると判断して、管轄権の放棄（waiver）又は刑事裁判所への移送（transfer）を行った場合に限られ、③管轄する事件は、成人においても犯罪となる非行（delinquency）を犯した少年に係る事件（以下、「非行事件」という。）だけでなく、ステイタス・オフェンス（status offense）と呼ばれる怠学、喫煙、浮浪等の少年特有の問題行動を行う少年及び放任（neglect）、要扶助（dependent）少年等に係る事件であり、④手続は、衡平法裁判所に特有の非形式的で柔軟な手続によって行われ、成人の刑事裁判における対審構造、証拠法則などの手續はかえって少年の要保護性に反するとして排斥された。

しかしながら、このような少年裁判所制度は、1960年代ころから、種々の批判にさらされるようになった。

（2）適正手続の保障等

その批判の一つは、少年裁判所においては、憲法上認められている適正手続等が軽視されているとい

うものであり、1960年代以降、1967年のゴールト判決（注7）を代表とする一連の連邦最高裁判所判決で示された。連邦最高裁判所は、同判決において、少年手続においても、非行事実認定手続における事実告知を受ける権利、弁護人選任権、黙秘権、証人対質権・反対尋問権等の適正手続が保障されなければならないと判示し、さらに、1970年のワインシップ判決（注8）においては、少年裁判所の非行事実認定においても、成人の刑事裁判と同様に「合理的な疑いを容れない程度の証明」が必要であると判示した。

また、このほかにも、ステイタス・オフェンスなどの非行事件以外の事件については、要件が不明確である上、「保護」の名の下に、施設収容処分を無期限に科されている少年の数が増加しているという批判も強まり、連邦議会は、1974年に少年司法及び非行防止法（The Juvenile Justice and Delinquency Prevention Act of 1974）を制定するなどして、少年司法制度におけるステイタス・オフェンスなどの非行事件以外の事件を、非行事件と明確に区別し、原則として、非行事件以外の事件は施設収容処遇以外の処遇によることを目的とした全国共通の基準を設けるなど重要な役割を果たした。

これに伴い、各州議会においても、適正手続の保障や処遇の非施設化等に関する法改正が行われるようになつた。

(3) 少年司法制度の刑事司法化

他方、1980年代ころから、少年裁判所制度に対して、現行の制度は少年の「保護」が強調されすぎ「治安維持」の面が軽視されており、少年の保護よりも制裁の強化を重視すべきであるとする立場からの批判がなされるようになった。このような立場からの批判が強まって、各州において、重大犯罪の統制に主眼をおく強圧政策（get tough policy）に転換する動き（注9）が起つり、その後1980年代になって連邦政府もこれに呼応し、これ以後、各州議会は少年に対する制裁の強化を目的とする法改正を進めるようになった。

少年に対する制裁の強化は、非行少年に対する少年裁判所の管轄を縮小し、刑事裁判所において刑罰を科す範囲を拡大するため、重大犯罪等の一定の非行事件について、①少年裁判所による管轄権の放棄又は刑事裁判所への移送を義務づけたり、②少年裁判所と刑事裁判所の競合管轄権を認めて検察官にいずれの裁判所に訴追するかの決定権を与えたたり、③少年裁判所の管轄から除外するなどの方法によって行われる。このような動きは、1990年代に、前記第1の2のとおり、少年による殺人、強盗、傷害等の凶悪犯罪が急増したことに伴つて、更に加速し、この結果、伝統的な少年裁判所が有していた、管轄権の放棄又は刑事裁判所への移送の裁量権は、大幅に制約されたものとなり、他方、少年司法における検察官の役割が増大した（注10）。

また、少年裁判所の処分の目的が、少年の制裁にあることを法制化する州が現れた（注11）ほか、少年裁判所が少年の保護を目的とする処分を科し、刑事裁判所が刑罰を科すという、従来の二分的な手続を廃し、両者の混合的な手続を規定する州も現れた。この中には、少年裁判所においても、成人と同様の刑罰を選択的に科し得るとするもの（注12）、保護処分と刑罰（多くの場合は、執行猶予付き）を併科し得るとするもの（注13）、成人年齢に達した後は、保護処分に継続して刑罰に移行する処分を科し得るもの（注14）がある一方、刑事裁判所においても、保護処分を選択的に科し得るとするもの（注15）、保護処分と刑罰（多くの場合は、執行猶予付き）を併科し得るとするもの（注16）も現れた。

このような少年司法制度の刑事司法化の動きは、少年裁判所の廃止の可能性についての議論すら巻き起こしている（注17）。

2 少年裁判所の手続等

(1) 少年裁判所の管轄年齢

少年裁判所が管轄する非行少年の年齢の上限については、1996年末現在、51の法域のうち、18歳未満とするものが37州とコロンビア特別区、17歳未満とするものが10州、16歳未満とするものが3州となっている（注18）。

一方、年齢の下限については、10歳とするものが11州、7歳とするものが3州、6歳とするものが1州あるが、その他の法域では、制定法・判例法上明確な定めはない。下限の規定を設けている州でも、それを下回る年齢の少年の非行をステイタス・オフェンスとして扱い、少年裁判所の管轄を認める州もあり、規定のない州でも多くの州はコモン・ローによるとされているが、国親思想に基づき、責任無能力の抗弁は少年裁判所においては認められないという考え方が強いので、7歳未満の少年であっても少年裁判所の管轄が認められる可能性がある（注19）。

(2) 少年裁判所の手続

ここでは、原則的な少年裁判所における手続について記述する（注20）。少年裁判所の管轄に属する事件は、警察やプロベーション・オフィサー等による送致、被害者の告発等によって少年裁判所に係属し、一般に、事件は、まず少年裁判所又はそのインテーク部（intake unit）による調査が行われた上、公式の審判手続に移行する事件、ディバージョン（diversion）として非公式の処分にゆだねられる事件、又は非行事件について少年裁判所が管轄権を放棄し、刑事裁判所へ移送することが認められている法域では、管轄権の放棄・移送を行う事件に選別される。

公式の審判手続は、一般に事実認定（adjudication）手続と処分（disposition）手続に分かれているが、ゴールト判決やウィンシップ判決を受けて、各州においても適正手続の保障に関する法改正が行われるようになり、また、少年裁判所における手続に検察官の関与を認める州も増加している。

なお、審判手続及び審判記録は、伝統的に非公開とされていたが、特に凶悪・重大犯罪について、審判手続を公開したり、審判記録を被害者・捜査機関等に公開する州も増加している（注21）。

事実認定手続において、非行事実の認定がなされた場合には処分手続に移行し、少年に対して、最終的な処分が決定される。

一方、少年裁判所の管轄権の放棄・移送を行う場合には、1966年の連邦最高裁判所のケント事件判決（注22）で、少年に弁護人選任権を保障した上、裁判官による審理（hearing）を行い、決定でその理由を明らかにしなければならないとされており、インテーク・オフィサーや検察官の申立て等に基づき審理が行われる。ただし、連邦最高裁判所の1975年のブリード判決（注23）で、少年審判における事実認定手続においては、裁判所が証拠を受理した時点で、刑事裁判と同様の「二重の危険の禁止」が及び、放棄・移送を行うことは許されないと判示されており、その審理は事実認定手続とは異なる。

ところで、非行事件については、前記1(3)のとおり、①少年裁判所による管轄権の放棄・刑事裁判所への移送を認めている州があるほか、②一定の重大犯罪に係る事件等につき、少年裁判所と刑事裁判所の競合的管轄権を認めて検察官にいずれの裁判所に訴追するかの決定権を与えていた州や、③少年裁判所の管轄から特定の重大犯罪に係る事件を除外し、成人と同様に刑事裁判所の管轄としている州もある。

①の放棄・移送については、(i)少年裁判所に放棄・移送の裁量権を認める場合のほか、(ii)一定の要件の下に放棄・移送を義務づける場合及び(iii)少年裁判所において科される処分の方が適当であることの立証責任を、一定の要件の下に少年側に負わせる場合がある。1997年末現在、(i)を採用しているのは45州（注24）及びコロンビア特別区、(ii)を採用しているのは14州（注25）、(iii)を採用しているのは14州（注26）とコロンビア特別区である。また、1997年末現在、②の競合管轄権を認めているのは14州（注27）とコ

ロンビア特別区、さらに、③の特定の重大犯罪について刑事裁判所の管轄としているのは28州（注28）に上っている。

なお、これらの規定により、刑事裁判所において刑罰を科される少年については、年齢上の制限を設けている州も多く、1994年10月現在では、16歳以上とするものが1州、15歳以上とするものが3州、14歳以上とするものが17州、13歳以上とするものが2州、10歳以上とするものが1州、7歳以上とするものが1州となっているが、それ以外の25州とコロンビア特別区は特に制限を設けていない（注29、なお、少年の州刑務所への収容状況については、後記第3の2(3)参照）。

(3) 少年の拘置

事件の係属から処分決定までの間に、少年は、拘置施設(detention center)、分類センター(reception and diagnosis center)、ジェイル(jail)等に収容されることがある。

拘置施設は、主として審判前の少年を収容する施設であるが、その他に最終処分前の少年や、収容先への移送待ちの少年も収容される場合がある。これに対して、分類センターは、主として非行事実が認定された場合に、適切な収容先施設を検討中の者を収容する施設である。

これに対して、ジェイルは、少年専用の施設ではなく、通常、逮捕後48時間以内に行われる裁判所による事実認否の手続を終えた未決収容者を拘禁する施設であるが、一部、刑期の比較的短い既決収容者も拘禁している。少年収容施設における少年と成人の分離は、少年司法にとって基本的な要請であり、1980年の少年司法及び非行防止法の改正により、原則として、ジェイルにおける少年と成人との混合拘禁は禁止されている（収容状況については、後記第3の2(2)参照）。

(4) 少年の処分

少年に対して取られる処分は、大別するとプロベーション(probation)等の社会内処遇(community based treatment/correction)、施設収容処遇(placement/commitment)及びその他の処分があり、施設収容処遇の中には、パロール(parole)等のアフターケアを伴うものがある（注30）。

プロベーション、各種施設収容及びその他の処分は、非行事実が認定された少年に対してのみならず、審判不開始となった少年に対する非公式の処分、あるいは非行事実の認定に至らなかった少年に対する処分として、少年自身の同意に基づき実施されることもある（表1「少年裁判所における非行事件の処理状況」参照）。

ア 社会内処遇

(ア) プロベーション(probation)

アメリカの少年司法制度において、プロベーションは、広義には、少年裁判所のインテーク部における事件の調査・選別(intake)、処分決定前の社会調査(investigation)及び少年の指導監督(supervision)の三つの機能を含む概念として位置づけられる。

このうち、狭義のプロベーションとしての、少年の指導監督を実施する機関は、州によって異なる。全体的に見ると、州レベルの機関による実施の場合には行政機関が、郡レベルの機関による実施の場合には司法機関が、それぞれ担当することが多く、同じ州内でも、例えば、都市部の郡はその郡の機関、小規模の郡は州の機関が実施にあたるなど、郡によって異なる場合もある（注31）。

プロベーションの期間は、各州ごとに異なり、少年が成人に達するまでとしている州もあれば、あらかじめ期間を限定している州もある。プロベーションが決まると、プロベーション・オフィサーは、少年の地域社会への適応状況を観察するため、少年と接触し、少年が学校又は職場に通っているか、保護者から必要な指導を受けているか、あるいは、遵守事項を守っているかなどを把握し、かつ、必要な指導を行う。

(イ) 集中指導監督 (intensive supervision) プロベーション

最近では、犯罪者に対する強圧政策の高まりとともに、再犯防止のため、より監督機能を強化した集中指導監督プロベーションなども行われている。

集中指導監督プロベーションは、1980年代初めに、刑務所の過剰収容、収容経費の増大、犯罪に対する厳格な処罰を求める社会感情の高まり等を背景に成人犯罪者に対し開発されたプログラムで、少年司法にも導入された。これは、プロベーション・オフィサーの担当件数を少なくし、対象者やその家族との接触の頻度を高め、指導観察の密度を増そうとするものである。

(ウ) 自宅拘禁 (house arrest, house confinement)・電子監視 (electronic monitoring)

自宅拘禁とは、一種の中間的処分の性格を持ち、少年に対し、例えば、夜間外出禁止時間帯及び週末を自宅で過ごすよう命ずるもので、日中の通学、通勤、通院は許されている。また、対象者の在宅を確認するため、電子監視を併用することもある。

電子監視は、対象者の身体に電気信号の発信装置を装着させ、そこから発信された情報を家庭用の電話等に設置された受信機を通して収集し、コンピュータで処理することにより、対象者が在宅しているかどうかを常時確認する仕組みである。これは、成人に対しては、拘禁刑の代替措置等として利用されているが、少年に対しては、自宅拘禁の実効を上げ、再非行を防止するため、又は犯罪性の進んでいない者に対する安全な代替措置として利用される場合が多い。しかし、集中指導監督プロベーションに比べると、自宅拘禁や電子監視は、少年に対しては現在のところ余り活用されていないといえる。

(エ) 通所処遇 (day treatment program)

通所処遇においては、少年は日中、一定の施設で行われる様々な職業訓練、教科教育等のプログラムに参加し、夕方に自宅又は里親家庭 (foster homes) に帰宅する。これは、施設収容に比べ経費がはるかに安く、少年自身にとっても家族との関係を維持し、地域社会での生活を継続できるなど長所があるが、再犯を繰り返す少年等問題性の進んだ者には不適当であるとの批判も一方にあり、最近は、1970年代・80年代ほどには活用されなくなっている。

イ 施設収容処遇

少年をその居住する家庭から引き離し、家庭以外の場所に一定期間収容するという意味で施設収容処遇をとらえると、主な収容施設としては、少年院 (training school), 農場・森林キャンプ (ranch and forestry camp) のほか、保護所 (shelter facility), 里親委託 (foster care), グループ・ホーム (group home)・ハーフウェイ・ハウス (halfway house) 等がある。このうち、里親委託及びグループ・ホーム・ハーフウェイ・ハウスは、施設内で主要な処遇を行う少年院やキャンプとは異なり、地域社会との日常的な交流を前提として、少年に必要な保護や指導を行うという意味で、通所処遇等と同じく社会内処遇であると考えることもできるが、ここでは、冒頭に述べたように、家庭以外の場所に一定期間収容するという意味で、施設収容処遇に含めている。

なお、これら収容施設の構造、処遇内容等は多種多様で、全体像を描くことは困難であり、以下で述べるのは一般的な概要である（収容状況については、後記第3の2(1)参照）。

(ア) 保護所 (shelter facility)

保護所は、ステイタス・オフェンス及び放任・要扶助少年の保護を目的として、1970年代に開設された短期収容施設である。非行少年が保護所に収容される場合としては、拘置施設を持たない郡において、ジェイルに代わる収容先として利用される場合などである。

(イ) 里親委託 (foster care)

里親委託は、主として、少年自身の家庭で生活することが不適当と思われる者のための措置であり、

非行少年よりは放任・要扶助少年等が対象となることが多い。これには、個人の里親家庭のほか、正式な里親が見つかるまでの間のみ少年を収容する一時里親家庭 (emergency foster care homes) 等がある。

(ウ) グループ・ホーム (group home)・ハーフウェイ・ハウス (halfway house)

グループ・ホームとハーフウェイ・ハウスは、長期収容施設であるが、後述の少年院などとは異なって開放的な施設であり、収容されている少年は、通学、通勤、通院あるいは文化的行事参加などを通じて、地域社会と頻繁に接触している。収容される少年は放任・要扶助少年等を中心であるが、そのほかに、施設を出ても適当な居住先がない少年も収容されることがある。

このうち、グループ・ホームは、それを運営する機関や組織が所有又は賃借している居住施設で、通常、一団となった4、5人から10人前後の少年を収容し、家庭的な雰囲気の中で、職員が管理人あるいはカウンセラーとして少年の保護にあたっている。

ハーフウェイ・ハウスは、グループ・ホームよりは規模の大きな施設で、専門の職員が学習プログラムの手配、求職活動の援助、カウンセリングなど各種の処遇プログラムを実施している。

(エ) 農場・森林キャンプ (ranch and forestry camp)

農場・森林キャンプは、軽微な犯罪を犯した少年等、犯罪性の比較的進んでいないと思われる少年を対象とした、長期収容施設である。少年は、開放的で、地域社会との頻繁な交流が保たれた処遇環境の中で、草刈り、清掃等の労働や、様々な治療的プログラムに参加する。

(オ) 少年院 (training school)

少年院には、州又は郡政府機関の運営による公立施設 (public facilities) のほかに、州又は郡の機関と契約を結んだ非営利的な民間機関の運営による私立施設 (private facilities) もある。

少年院は長期収容施設であり、その警備の程度に応じて、軽・中・重警備の3つに分類されることがある。施設の建物は、警備の程度によって異なり、重警備施設には、高いフェンス又は塀があり、ドアは施錠され、少年の居室は個室になっている。これに対し、中警備施設は、一般に、寮又は小舎のような設計で、重警備施設と同様、フェンスはあるが、建物内での少年の行動は、重警備施設より自由である。

一般に少年院は、処遇の面では、農場・森林キャンプに比べ様々な処遇プログラムが整っている。ほとんどの中・重警備の少年院では、教科教育が実施されており、所定の課程を修了した在院少年に対して高校卒業の資格を付与する権限を、州政府から与えられていることが多く、また、読み、書き、計算といった基礎学力向上のための補習教育も実施している。職業訓練としては、男子少年に対し自動車修理、印刷、溶接、大工、理容等の種目が実施されており、女子少年に対しては、男子ほど多様ではないものの、裁縫、秘書、美容等の種目が実施されている。また、交流分析、現実療法、集会活動、薬害教育等、少年個々の問題性に応じた様々な教育的・治療的処遇が行われている。これらのプログラムの実施に当たって、各施設は地域社会のボランティアから物心両面にわたる協力を得ている。

また、少年院の中には、ライフ・スキル・プログラムを実施するところが少なくなく、特に出院間近の少年に対しては、就職のための新聞の求人欄の読み方や面接の受け方、出院後の生活における金銭管理の仕方などが指導されるほか、地域社会や家族への円滑な帰住のための一時帰省や、両親に伴われての一日外出、あるいは、出院後の生活資金を蓄えるための院外労働などが実施されている。

ウ ブートキャンプ処遇 (boot camp program)

ブートキャンプ処遇は、当初、若年成人受刑者を対象に実施されてきた処遇プログラムで、軍隊的な規律の下で、集団行動訓練等を行うものであったが、1980年代後半からの少年収容施設における過剰収

容等を背景に、1990年代に入って、少年矯正の分野にも導入されるようになった。

少年のためのブートキャンプ処遇は、1991年に、オハイオ州等3州において、実験的な試みとして開設されたのが、その始まりである。これは、集団行動訓練、体育、教科教育、カウンセリング等を行う3か月の施設内処遇と、これに続く6ないし9か月のアフターケアを一体化したもので、対象となる少年は、13歳以上18歳以下であって、殺人、強盗等の重大な非行を犯した者は除外されていた。その後、ブートキャンプは、比較的非行性の進んでいない少年に対する処遇プログラムとして、各州で実施されるようになっている（注32）。

エ アフターケア (after care)

通常、少年院からの釈放は、当該施設の長又は州の少年矯正部局の担当官によって決定され、少年は、出院後、パロールに付されて、パロール・オフィサーの指導と援助を受けることになる。

実際には、パロールは、プロベーションに比べるとまだ十分に整備されていない面が多い。担当部局は、一般には、少年矯正施設の管理運営担当部局であるが、州によっては、社会福祉・保健担当の機関が当たるところもある。

パロールの期間の定め方は、州によって異なる。最も多いタイプは、期間をあらかじめ定めず、パロールの解除の適否について評価権限のあるスタッフの判断により、解除が適當と思われる時点で、パロールを終了させるというものである。

その間の指導としては、一般的に、少年は遵守事項を守り、定期的に担当官に生活状況を報告することになるが、パロール・オフィサーの担当件数が多く、十分な指導がなされにくい面がある。このため、プロベーションと同様、パロールにおいても集中指導監督 (intensive supervision) プログラムの活用が盛んになっている。これは、パロール・オフィサー一人当たりの担当ケースを少なくし、その分少年との接触の密度を高めることにより、再非行を防止しようとするプログラムである。

オ その他の処分

少年の処分には、上記のほか、罰金、被害弁償命令、社会奉仕命令等の多様なものがある。

(ア) 被害弁償命令 (restitution order)・社会奉仕命令 (community service order)

被害弁償命令や社会奉仕命令は、独立の処分として、あるいはプロベーションやハーフウェイ・ハウスなどの施設収容処分と共に命じられるなど、少年司法の各段階で活用されている。

被害弁償命令は、1970年代からプロベーションに併せて広く用いられてきた。これは、少年が非行により他人の財産に対する損害を与えたか、又は他人の身体に損傷を負わせた場合に、金銭等によって、少年の与えた被害を弁償させるものである。

金銭による被害弁償を命じられた場合、原則として、少年は、少年裁判所が選択した作業場 (job site) での仕事、又は公営・民営セクターの提供する仕事に就くが、少年の得る賃金は、裁判所が定めた一定額に達するまで保管された後、裁判所が被害者に対して支払をする。支払が完了した時点で、原則、少年の作業義務は終了するが、賠償金の支払ができなかった場合には、プロベーション期間が延長されることがある。

これに対し、非行行為に対する責任を償わせるため、少年に作業を科す処分として、社会奉仕命令がある。これも、広義の被害回復 (restitution) の一環としてとらえられることもあるが、被害者に対する作業でない場合は、一般の被害弁償命令と区別して、社会奉仕命令と呼ぶことが多い。この場合、少年は病院等においてボランティアとして働いたり、公園や公共ビルの清掃作業に従事するなどして、奉仕活動に携わることになる（注33）。

第3 少年司法の運用

1 少年裁判所

少年裁判所における非行事件の処理に関して、「Juvenile Court Statistics」(注34)に基づいて、述べることとする。この統計において、「施設収容」とは、少年を家庭以外の場所にある施設等に収容する処分を、「その他の処分」とは、罰金、被害弁償命令、社会奉仕命令等の処分をいう。なお、ここでは、「少年」とは、各法域において少年裁判所が管轄する者を指している。

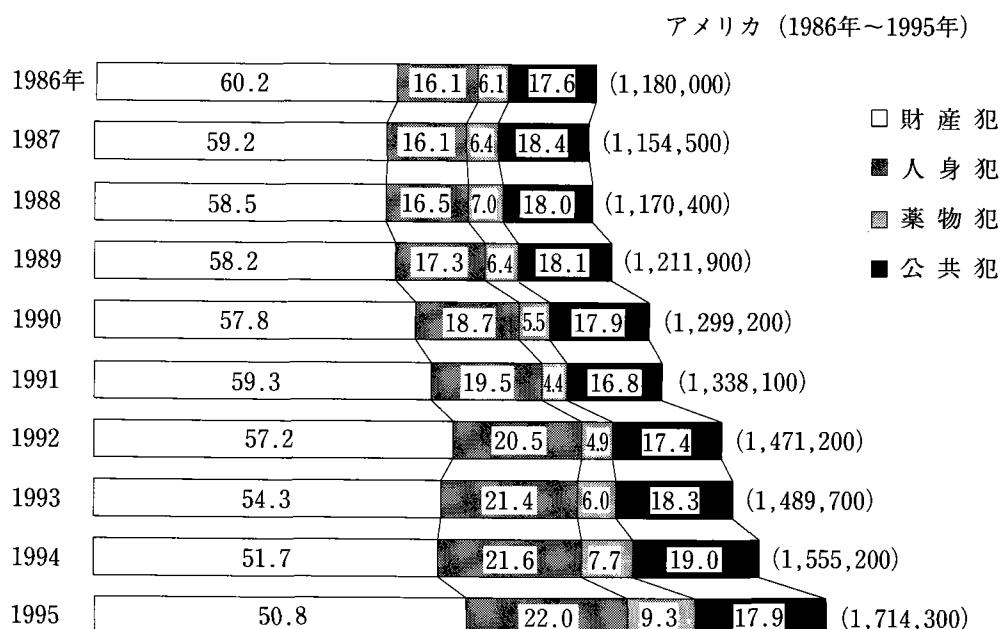
(1) 非行事件の処理件数

図4は、1986年から1995年までの10年間における、各州の少年裁判所で処理された非行事件の罪種別処理件数の推移を見たものである（実数、及び資料の制約のため1991年から1995年までの5年間に限って、各罪種の処理件数の内訳を見たものについて、資料3参照）。

非行事件総数は、1988年以降増加を続け、1995年は、1986年の約1.5倍となっている。罪種別構成比の推移を見ると、1986年には財産犯が60.2%を占め、人身犯が16.1%、公共犯が17.6%、薬物犯が6.1%であったが、その後財産犯がほぼ一貫して低下して、1995年には50.8%になったのに対し、人身犯及び薬物犯は上昇傾向にあり、特に人身犯は1995年には22.0%にまで上昇している。

さらに、各罪種の内訳を見ると、財産犯では窃盜(larceny-theft)、人身犯では単純暴行(simple assault)、公共犯では公務執行妨害(obstruction of justice)の増加が顕著である。

図4 少年裁判所における非行事件の罪種別処理件数の推移

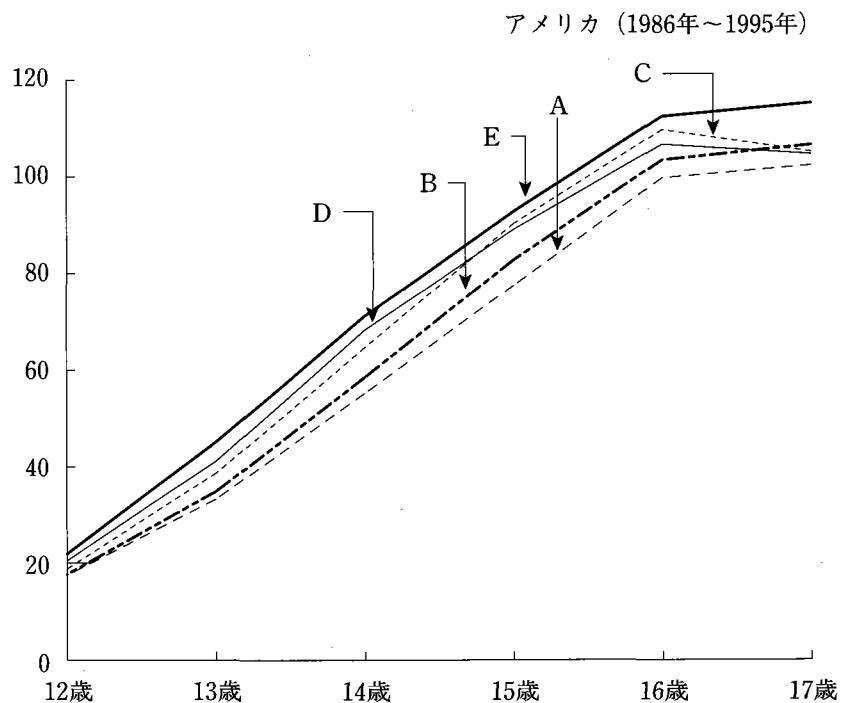


- 注 1 Juvenile Court Statisticsによる。
 2 「財産犯」とは、不法行為目的侵入、窃盜、自動車盗、器物損壊、盗品に関する罪、放火等の財産に対する罪をいう。
 3 「人身犯」とは、謀殺、故殺(manslaughter)、強姦、強盗、加重暴行、単純暴行等の人身に対する罪をいう。
 4 「公共犯」とは、武器犯罪、性犯罪(強姦を除く。)、騒乱、公務執行妨害等の公共の秩序に対する罪をいう。
 5 ()内は、総数である。

また、少年裁判所における非行事件の事件率(各年齢総人口1,000人当たりの少年裁判所処理事件数をいう。)の推移を、1991年に17歳であった年代から1995年に17歳であった年代までについて見ると、図5のとおりである(実数については、資料4参照)。

事件率は、どの年代をとっても類似した曲線を示し、年齢が高くなるにつれて上昇している。また、いずれの年齢層においても、事件率が1991年に17歳であった年代から1995年に17歳であった年代の順におおむね高くなる傾向にある。

図5 少年裁判所における非行事件の事件率の推移



注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 「事件率」とは、各年齢層人口1,000人当たりの少年裁判所処理事件数である。

3 A は1986年に12歳で1991年に17歳、B は1987年に12歳で1992年に17歳、C は1988年に12歳で1993年に17歳、D は1989年に12歳で1994年に17歳、E は1990年に12歳で1995年に17歳の各事件率である。

(2) 非行事件の処理状況

ア 総数

表1は、1991年から1995年までの5年間における、少年裁判所の非行事件処理状況の推移を見たものである。

インテーク部において審判不開始となる事件の構成比は低下傾向にあり、1991年には50.3%であったものが、1995年には45.3%に低下している。一方、審判が開始された事件のうち、非行事実が認定されるに至らなかった事件の構成比は上昇傾向にあり、1991年には19.7%であったものが、1995年には23.3%に上昇している。放棄・移送の構成比は、0.7%前後で推移している（注35）。

処分の内容について見ると、審判不開始、審判開始のいずれにおいても、施設収容処分が実数、構成比共に増加している。

表1 少年裁判所における非行事件の処理状況

アメリカ（1991年～1995年）

処理内容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件数	構成比								
総 数	1,338,100	100.0	1,471,200	100.0	1,489,700	100.0	1,555,200	100.0	1,714,300	100.0
審 判 不 開 始 (Nonpetitioned)	673,500	50.3	727,500	49.4	700,400	47.0	700,000	45.0	775,900	45.3
施 設 収 容	2,400	0.2	2,700	0.2	5,800	0.4	4,200	0.3	6,300	0.4
プロベーション	191,500	14.3	217,200	14.8	191,700	12.9	196,100	12.6	239,900	14.0
その他の処分	153,100	11.4	164,900	11.2	160,700	10.8	152,000	9.8	166,700	9.7
不 処 分	326,500	24.4	342,600	23.3	342,200	23.0	347,700	22.4	363,000	21.2
審 判 開 始 (Petitioned)	664,700	49.7	743,700	50.6	789,300	53.0	855,200	55.0	938,400	54.7
放 弃 ・ 移 送 (Waiver, Transfer)	9,700	0.7	11,700	0.8	11,800	0.8	12,300	0.8	9,700	0.6
非 行 事 実 不 認 定 (Nonadjudicated)	263,400	19.7	304,400	20.7	320,600	21.5	347,900	22.4	399,000	23.3
施 設 収 容	4,300	0.3	5,300	0.4	6,200	0.4	7,800	0.5	11,000	0.6
プロベーション	66,300	5.0	71,900	4.9	74,100	5.0	77,800	5.0	86,000	5.0
その他の処分	33,200	2.5	42,200	2.9	43,400	2.9	51,500	3.3	63,200	3.7
不 処 分	159,600	11.9	185,100	12.6	196,900	13.2	210,800	13.6	238,900	13.9
非 行 事 実 認 定 (Adjudicated)	391,600	29.3	427,500	29.1	457,000	30.7	495,000	31.8	529,700	30.9
施 設 収 容	112,500	8.4	121,300	8.2	128,700	8.6	141,300	9.1	148,900	8.7
プロベーション	221,600	16.6	244,400	16.6	254,800	17.1	264,600	17.0	283,300	16.5
その他の処分	42,200	3.2	45,600	3.1	55,600	3.7	71,900	4.6	71,600	4.2
不 処 分	15,300	1.1	16,200	1.1	17,800	1.2	17,200	1.1	25,900	1.5

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 推定値である。

イ 罪種別処理状況

表2は、1995年の少年裁判所における少年非行事件の罪種別処理状況を見たものである。

放棄・移送の比率が最も高いものは人身犯であり、非行事実が認定された事件で施設収容処分の比率の最も高いのは公共犯である。

1991年から1995年における、少年裁判所における少年非行事件の処理状況を財産犯、人身犯、薬物犯及び公共犯の罪種別に見ると（資料5参照）、インテーク部において審判不開始となる事件の構成比は、薬物犯を除いて減少傾向にあり、特に公共犯では、1991年には51.0%であったものが、1995年には41.6%に低下している。処分の内容について見ると、各罪種共に、施設収容処分の実数が、審判不開始及び審判開始を通じて、増加している。

表2 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況

アメリカ（1995年）

処理内容	総 数	財 産 犯		人 身 犯		薬 物 犯		公 共 犯	
		件 数	構成比						
総 数	1,714,300	871,700	100.0	377,300	100.0	159,100	100.0	306,300	100.0
審 判 不 開 始 (Nonpetitioned)	775,900	428,600	49.2	158,100	41.9	61,700	38.8	127,500	41.6
施 設 収 容	6,300	2,200	0.3	1,000	0.3	600	0.4	2,400	0.8
プロベーション	239,900	136,200	15.6	48,600	12.9	22,300	14.0	32,900	10.7
そ の 他 の 処 分	166,700	107,900	12.4	26,200	6.9	11,700	7.4	20,900	6.8
不 処 分	363,000	182,300	20.9	82,400	21.8	27,100	17.0	71,300	23.3
審 判 開 始 (Petitioned)	938,400	443,000	50.8	219,100	58.1	97,400	61.2	178,800	58.4
放 棄 ・ 移 送 (Waiver, Transfer)	9,700	3,300	0.4	4,600	1.2	1,200	0.8	700	0.2
非 行 事 実 不 認 定 (Nonadjudicated)	399,000	183,800	21.1	98,200	26.0	40,900	25.7	76,100	24.8
施 設 収 容	11,000	5,100	0.6	2,800	0.7	1,100	0.7	2,000	0.7
プロベーション	86,000	46,600	5.3	20,100	5.3	8,200	5.2	11,000	3.6
そ の 他 の 処 分	63,200	28,300	3.2	13,300	3.5	5,900	3.7	15,600	5.1
不 処 分	238,900	103,900	11.9	61,900	16.4	25,700	16.2	47,400	15.5
非 行 事 実 認 定 (Adjudicated)	529,700	255,900	29.4	116,400	30.9	55,300	34.8	102,100	33.3
施 設 収 容	148,900	66,200	7.6	35,600	9.4	13,700	8.6	33,400	10.9
プロベーション	283,300	142,400	16.3	62,100	16.5	29,400	18.5	49,400	16.1
そ の 他 の 処 分	71,600	36,400	4.2	12,300	3.3	8,500	5.3	14,400	4.7
不 処 分	25,900	10,900	1.3	6,500	1.7	3,700	2.3	4,900	1.6

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

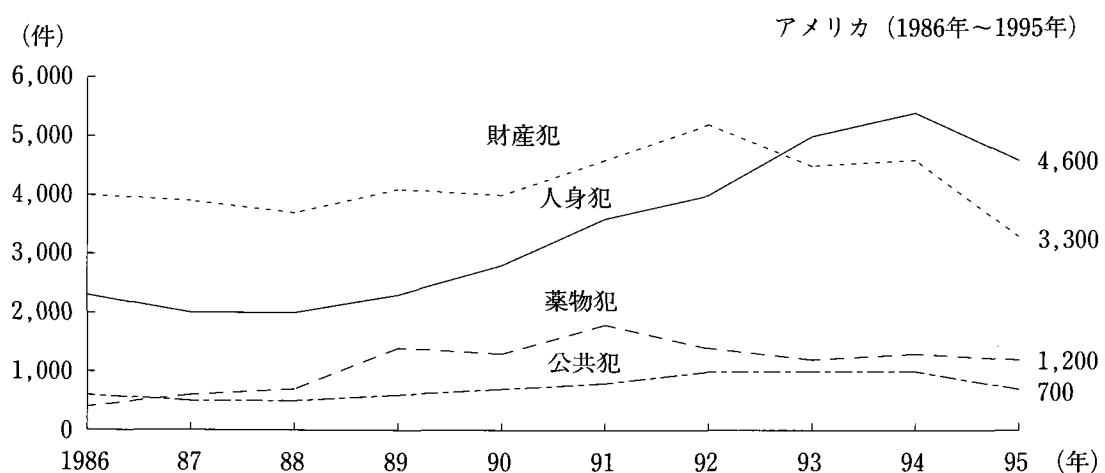
2 図4の2～4と同じ。

3 推定値である。

図6は、1986年から1995年までの10年間における、移送・放棄事件の罪種別の推移を見たものである。1986年には、移送事件の54.8%を占めていた財産犯は、構成比で見ると低下傾向にあり、代わって人身犯の比率が上昇し、1995年には、移送事件の約47.4%が人身犯となっている。

なお、少年が、事件の係属から処分決定までの間に、拘置施設・ジェイル等に収容されるなど身柄の拘置が行われた事件は、1986年以降増加傾向にあり、1995年の少年裁判所の非行事件総数の19%を占めている。これを罪種別に見ると、人身犯が26%，財産犯が41%，薬物犯が12%，公共犯が20%となっている。

図6 罪種別放棄・移送件数の推移



注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 図4の注2～4と同じ。

3 推定値である。

ウ 人種別処理状況

図7は、1986年から1995年における、少年裁判所における非行事件の罪種ごとの事件率を、人種別に見たものである（1987年及び1988年の数値は、統計がない。なお、実数については、資料6参照）。

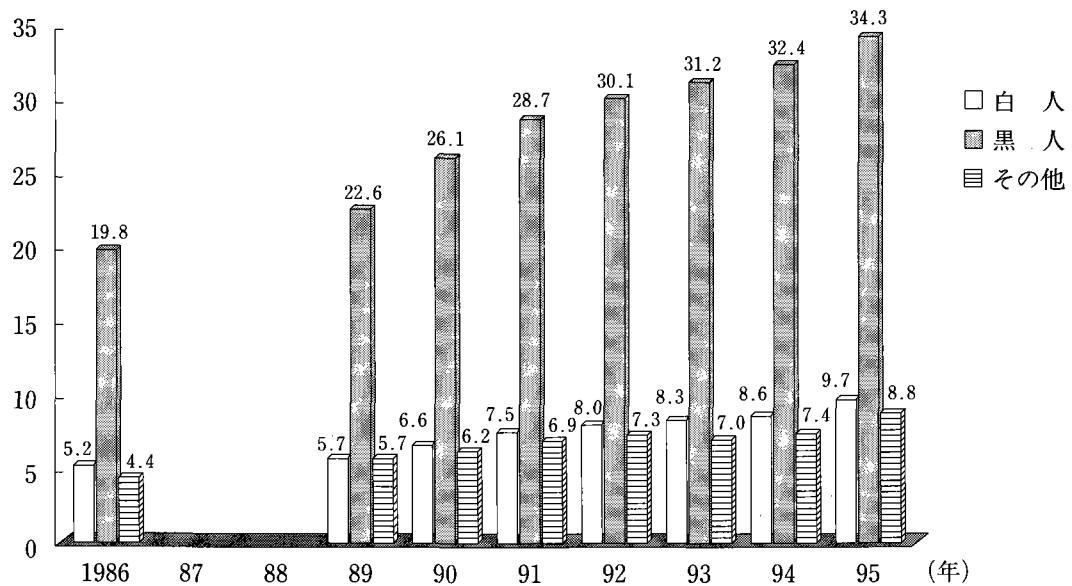
どの人種においても、財産犯を除いて、事件率の上昇傾向が認められる。また、1986年から1995年までの間の事件率の上昇を、1986年と1995年の比較で見ると、人身犯に関しては、白人が1.87倍、薬物犯及び公共犯に関しては、黒人がそれぞれ2.89倍及び1.97倍と、それぞれ、最も上昇率が高くなっている。

表3は、1991年から1995年における、少年裁判所における非行事件の処理状況を、人種別に見たものである。

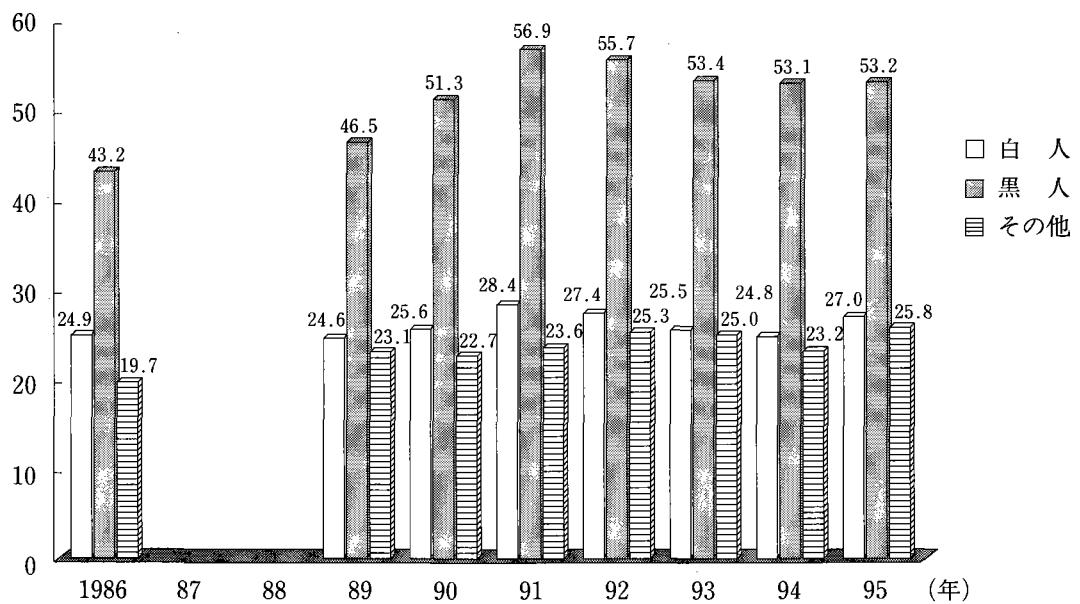
審判不開始の構成比を、人種別に見ると、いずれの年も、白人が最も高いが、審判不開始及び審判開始における施設収容処分の構成比は、いずれも、白人以外の人種が最も高くなっている。

図7 少年裁判所における非行事件の人種別事件率

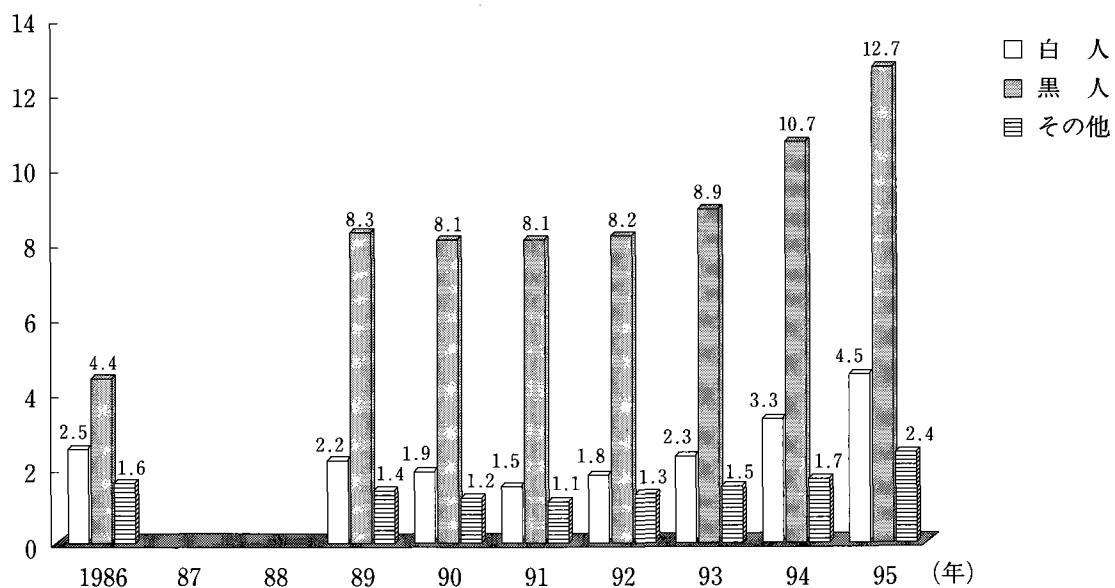
① 人身犯



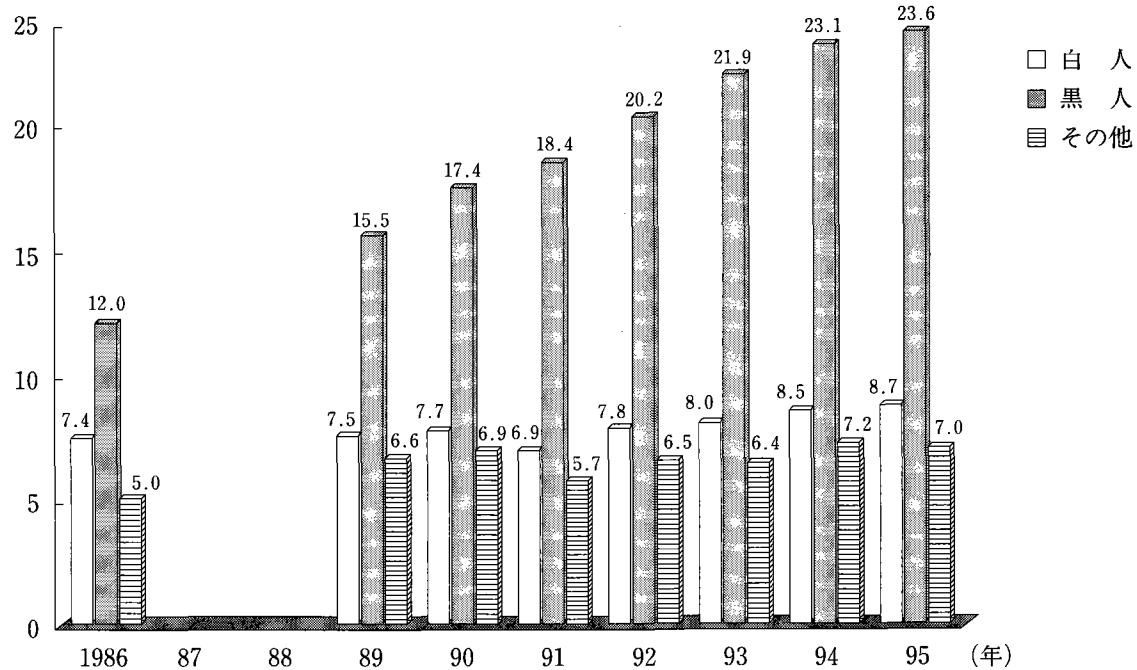
② 財産犯



③ 薬物犯



④ 公共犯



注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 「事件率」とは、少年裁判所対象年齢層の少年人口1,000人当たりの件数である。

3 1987年及び1988年については、統計がない。

4 図4の注2～4と同じ。

表3 少年裁判所における非行事件の人種別処理状況

処理内容	1991年				1992年				1993年				1994年				1995年			
	白人	黒人	その他	白人	黒人	その他	白人	黒人	その他	白人										
総数	870,600	442,700	44,900	960,400	458,000	52,700	962,100	472,700	54,800	999,900	498,700	56,700	1,127,800	522,900	63,600	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
審判不開始 (Nonpetitioned)	474,200	176,200	23,000	509,500	191,900	26,100	487,900	184,100	28,300	481,000	193,000	26,100	539,800	207,100	29,100	(54.5)	(39.8)	(51.2)	(41.9)	
施設収容	2,100	200	0	100	2,400	300	100	4,700	1,000	100	2,900	1,000	100	4,100	2,100	100	(0.2)	(0.0)	(0.2)	(0.2)
プロベーシヨン	139,600	46,700	5,200	161,300	50,900	5,000	144,600	41,100	6,000	143,400	46,700	6,100	179,600	53,700	6,600	(16.0)	(10.5)	(11.6)	(16.8)	
その他処分	107,500	41,100	4,500	115,400	43,500	6,000	111,300	43,000	6,400	104,700	42,100	5,100	116,800	43,000	7,000	(12.3)	(9.3)	(10.0)	(11.6)	
不処分	225,100	88,100	13,300	230,400	97,200	15,100	227,300	98,900	15,900	229,900	102,900	14,800	239,300	108,300	15,400	(25.9)	(19.9)	(29.6)	(24.0)	
審判開始 (Petitioned)	396,300	246,500	21,900	450,900	266,100	26,600	474,200	288,700	26,500	518,900	305,800	30,600	588,000	315,800	34,600	(45.5)	(55.7)	(48.8)	(46.9)	
放棄・移送 (Waiver, Transfer)	4,500	5,000	200	5,500	5,900	300	5,300	6,100	400	6,000	5,900	500	4,400	4,900	300	(0.5)	(1.1)	(0.4)	(0.6)	
非行事実不認定 (Nonadjudicated)	155,100	101,900	6,400	182,800	112,700	9,000	188,200	123,300	9,000	203,800	134,000	10,100	245,000	142,400	11,700	(17.8)	(23.0)	(14.3)	(24.6)	
施設収容	2,100	2,100	100	2,800	2,200	300	3,500	2,400	300	3,500	4,100	200	6,000	4,800	100	(0.2)	(0.5)	(0.2)	(0.3)	
プロベーシヨン	43,500	21,700	1,100	48,900	21,600	1,400	49,000	23,400	1,600	51,000	25,000	1,800	58,800	25,400	1,800	(5.0)	(4.9)	(2.4)	(5.1)	
その他処分	21,200	11,300	800	29,600	11,400	1,200	29,600	12,500	1,300	31,700	18,700	1,200	40,000	21,800	1,400	(2.4)	(2.6)	(3.1)	(2.5)	
不処分	88,400	66,800	4,400	101,400	77,500	6,200	106,000	85,000	5,800	117,600	86,300	6,900	140,100	90,300	8,500	(10.2)	(15.1)	(9.8)	(10.6)	
非行事実認定 (Adjudicated)	236,700	139,600	15,300	262,600	147,600	17,300	280,700	159,300	17,000	309,100	165,900	20,000	338,600	168,500	22,600	(27.2)	(31.5)	(27.3)	(32.2)	
施設収容	59,400	48,200	4,900	66,700	49,300	5,300	71,100	52,700	5,000	78,600	56,200	6,500	88,700	53,100	7,100	(6.8)	(10.9)	(6.9)	(10.8)	
プロベーシヨン	137,400	77,000	7,200	153,200	82,400	8,800	159,700	86,300	8,800	169,600	85,800	9,200	184,700	87,600	10,900	(15.8)	(17.4)	(16.0)	(18.0)	
その他処分	31,400	8,000	2,900	34,100	8,500	2,900	41,000	11,800	2,800	52,500	15,300	4,000	52,000	15,600	4,000	(3.6)	(1.8)	(3.6)	(4.3)	
不処分	8,600	6,500	300	8,600	7,400	200	8,900	8,500	400	8,400	8,500	300	13,200	12,100	500	(1.0)	(1.5)	(0.7)	(0.9)	

注1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 () 内は、構成比である。
3 推定値である。

2 施設収容の状況

(1) 少年施設

ここでは、少年施設への収容状況に関し、「Juvenile Taken Into Custody : Fiscal Year 1993」(注36)に基づいて述べることとする。この統計における「少年」とは、10歳以上で、各法域において少年裁判所の管轄する上限年齢以下の者を指している。また、「収容」とは、①法執行機関、司法機関又は社会福祉機関により、施設入所を命じられて収容される場合、②保護者、後見人あるいは少年自身の同意を得た、公式なディバージョンとして収容される場合、及び③少年自身の自発的な意思により収容される場合を含む。したがって、被収容少年には、非行少年のほかに、ステイタス・オフェンスに係る少年、放任・要扶助少年及び自発的入所少年が含まれる。

また、「施設」の定義は、「少なくとも6時間以上少年を収容し、その間、施設職員による指導監督がなされるもの」とされており、公立及び私立の施設を含み、また、警備の面からいえば、少年の逃走を防止する物理的な構造物等を備えた施設(secure facilities)と、開放的な施設(nonsecure facilities)の双方を含む。具体的には、ジェイル以外の、拘置施設(detention center, 注37)、保護所(shelter facility)、分類センター(reception and diagnosis center)、少年院(training school)、農場・森林キャンプ(ranch and forestry camp)及びグループホーム(group home)・ハーフウェイ・ハウス(halfway house)の6つの種類に分けられる。

ア 収容人員の推移

施設収容人員の推移を、1982年から1990年について見たものが、図8である。

公立・私立を合わせた全体で見ると、収容人員は一貫して上昇しており、私立の収容人員の増加が公立のそれを上回っている。1982年と1990年の収容人員を比較すると、全体では1.33倍に、公立では1.29倍に、私立では1.57倍に増加している。また、男女別に見ると、公立・私立とも男子の収容が多く、男女の比率は、おおむねいずれの年次も公立で8対2、私立で6対4となっている。

図8 施設収容人員の推移

(1982年, 1984年, 1986年, 1988年, 1990年)



注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。

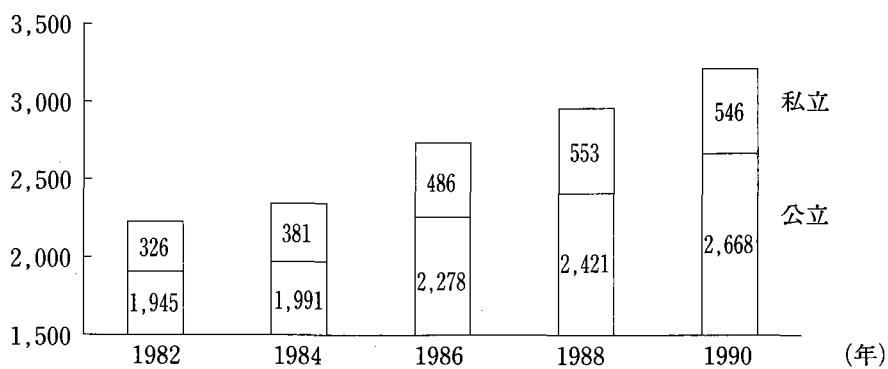
2 収容者数は、当該年次において2度以上収容された者及び他施設からの移送者を含む。

また、1983年から1991年について、調査日（1983年及び1985年は2月1日、1987年は2月2日、1989年及び1991年は2月15日）現在の収容人員（1日当たりの収容人員、1-Day Counts）の推移を、2年ごとに見てみると、公立・私立を合わせた全体では、1983年から1989年までは増加しているが、1991年はわずかながら減少している。男女別に見てみると、男子では公立の方が、女子では私立の方が、それぞれ1日当たりの収容人員の増加の幅が大きい。

図9は、1982年から1990年について、年間施設収容率（施設収容人員の少年人口10万人当たりの比率）の推移を見たものである。この間の少年人口が、1989年まで緩やかに減少し、1990年から上昇に転じているのを反映して、施設収容率は、公立・私立ともほぼ一貫して上昇しており、1982年と1990年を比較すると、全体では1.42倍に、公立では1.37倍に、私立で1.67倍となっている。

図9 施設収容率の推移

(1982年, 1984年, 1986年, 1988年, 1990年)



注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。

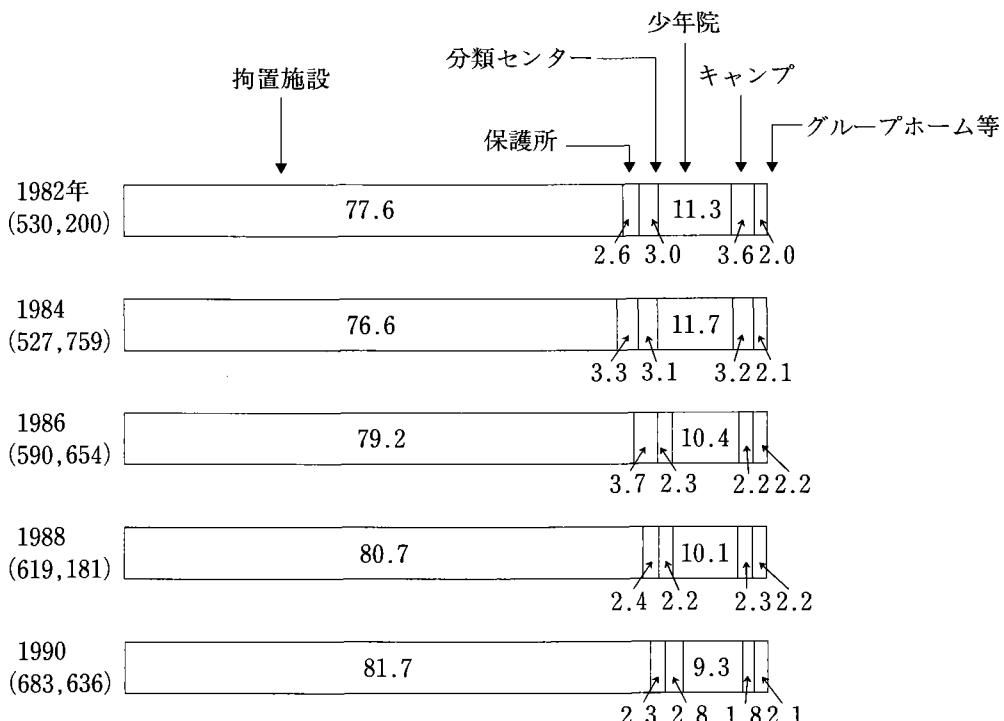
2 収容率は、10歳から各法域の定める少年の上限年齢までの少年人口10万人当たりの収容人員の比率である。

図10は、1982年から1990年における収容人員について、収容施設の種類別構成比の推移を、公立・私立別に見たものである。構成比は各年次ともほぼ同様であり、公立では、拘置施設への収容が80%前後を占め、次いで、少年院への収容が10ないし11%程度である。これに対し私立では、保護所への収容がほぼ半数を占め、次いで、グループ・ホーム、ハーフウェイ・ハウスへの収容が多くなっている。

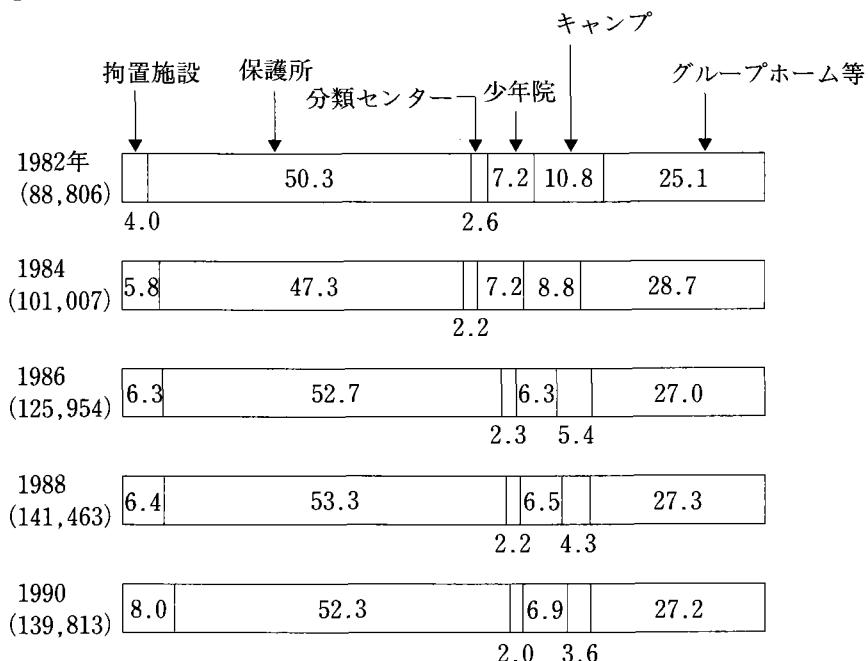
図10 収容人員の収容施設種類別構成比の推移

(1982年, 1984年, 1986年, 1988年, 1990年)

① 公立施設



② 私立施設



注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。

2 「グループホーム等」とは、グループホームとハーフウェイハウスをいう。

3 () 内は、実数である。

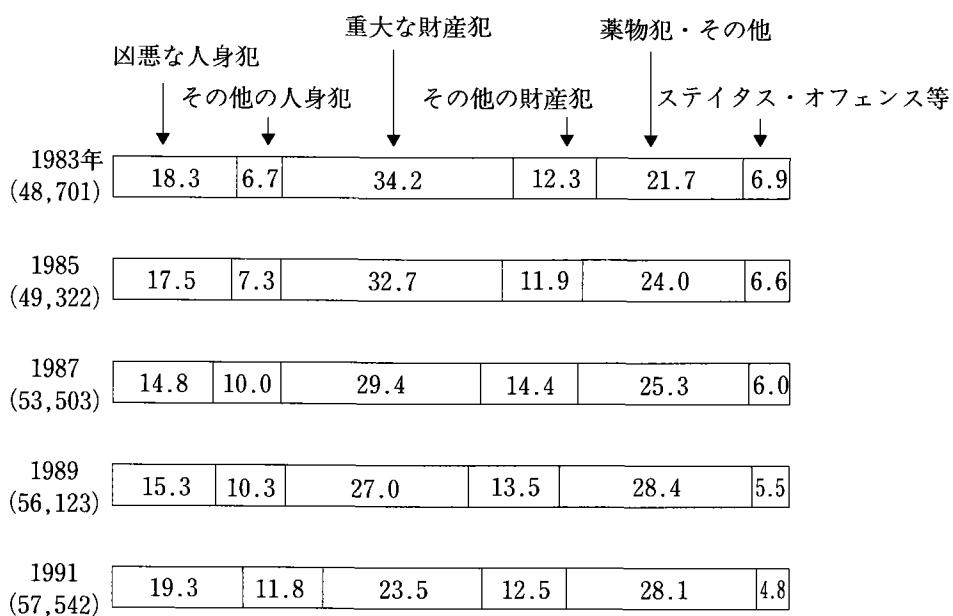
イ 罪種・入所事由別構成比の推移

図11は、1日当たりの収容人員の罪種・入所事由別構成比を見たものである。公立では、ステイタス・オフェンス、放任・要扶助少年及び自発的入所の少年の比率は、各年次とも低く、ほとんどが非行少年であり、罪種別に見ると、財産犯の比率が最も高いが、年次を追ってその比率は低下しており、他方、人身犯及び薬物関係事犯等（アルコール・薬物関係事犯、公共犯、プロベーションの遵守事項違反、その他の非行）の比率が上昇している。これに対し私立では、ステイタス・オフェンス等の非行少年以外の少年の比率が、各年次とも60%以上を占めている。非行少年の中では財産犯の比率が高いが、人身犯の比率が年次を追って上昇しており、1991年では収容者の1割近くになっている。

図11 1日当たりの収容人員の罪種・入所事由別構成比の推移

(1983年, 1985年, 1987年, 1989年, 1991年)

① 公立施設



② 私立施設

	重大な財産犯	その他の財産犯	ステイタス・オフェンス	放任・要扶助少年	自発的入所	
	重大な財産犯	その他の財産犯	ステイタス・オフェンス	放任・要扶助少年	自発的入所	
1983年 (31,390)	4.9 9.1	7.1 13.0	21.2	26.3	18.3	
1985 (34,080)	5.4 9.3	8.0 11.5	19.7	26.0	20.1	
1987 (38,143)	5.9 7.8	9.6 10.8	20.5	26.7	18.7	
1989 (37,822)	6.7 9.0	9.6 9.4	18.1	28.9	18.4	
1991 (36,190)	9.7 8.9	9.7 11.5	14.6	27.4	18.1	

- 注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。
 2 「凶悪な人身犯」とは、謀殺・故殺 (nonnegligent manslaughter), 強姦, 強盗及び加重暴行をいう。
 3 「その他の人身犯」とは、過失致死 (negligent manslaughter), 暴行及び性的暴行 (sexual assault) をいう。
 4 「重大な財産犯」とは、不法行為目的侵入, 放火, 窃盗及び自動車盜をいう。
 5 「その他の財産犯」とは、器物損壊, 文書偽造, 通貨等偽造, 盗品に関する罪及び無権限車両使用 (unauthorized vehicle use) をいう。
 6 「薬物犯・その他」とは、アルコール・薬物関係犯罪, 公共犯, プロペーション又はパロールの遵守事項違反及びその他の非行をいう。
 7 () 内は、実数である。

ウ 平均収容日数

施設の平均収容日数を1991年について見ると、表4のとおりである。拘置施設、保護所などの短期収容施設で16日（公立）ないし23日（私立）、少年院、農場・森林キャンプなどの長期収容施設では、157日（公立）ないし172日（私立）となっており、全体的に見て、私立施設の収容期間が長くなっている。

表4 施設別平均収容日数

(1991年)

		男 子	女 子	全 体
公 立	短期収容施設全体	16	14	16
	うち、拘置施設	16	14	15
	長期収容施設全体	161	122	157
	うち、少年院	186	169	184
私 立	短期収容施設全体	24	22	23
	うち、拘置施設	21	26	22
	長期収容施設全体	198	127	172
	うち、少年院	335	321	334

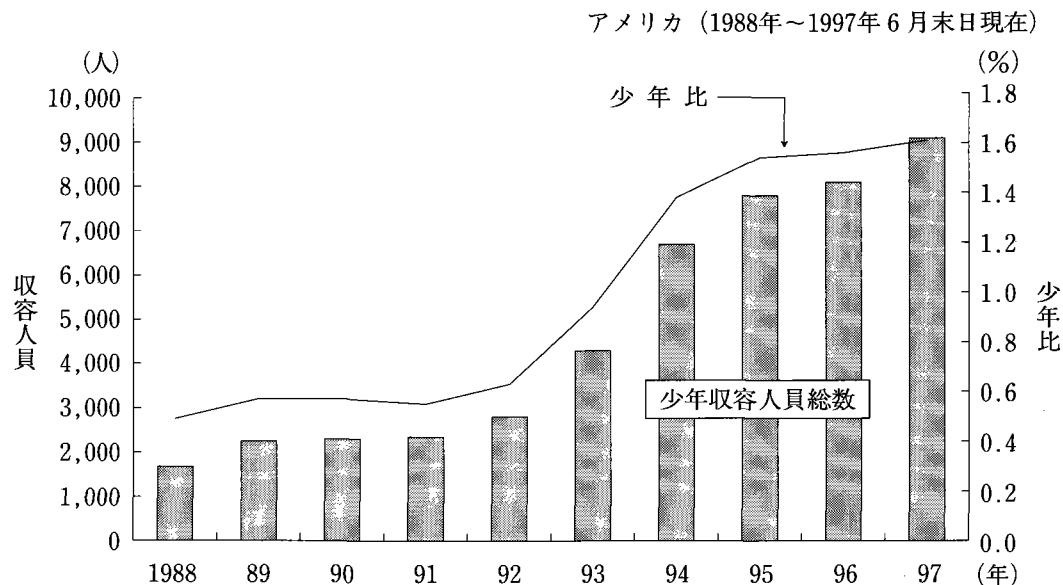
- 注 1 Juveniles Taken Into Custody 1993による。
 2 短期処遇施設とは、事実認定又は処分決定の審判を待つ者を収容する施設で、拘置施設と保護所を含む。
 3 長期処遇施設とは、非行事実ありとして収容施設送致となった者を収容する施設で、少年院及び農場・森林キャンプを含む。

(2) ジエイル

少年のジエイルへの収容状況に関しては、「Sourcebook of Criminal Justice Statistics 1997」(注38)に基づいて、述べることとする。この統計における「少年」とは、州法により、少年裁判所の管轄する年齢の者を指し、成人の刑事裁判所において裁判を受けた場合をも含む。したがって、ほとんどの州においては17歳以下の者である。ただし、1994年以降の「少年」は、単に17歳以下の者となっている。

図12は、1988年から1997年までの各年6月末日現在の、ジエイルにおける少年の収容人員及び少年比(収容人員総数に占める少年の割合をいう。)の推移を見たものである。ジエイルにおける少年の収容人員は、少年裁判所における身柄拘置件数の増加(前記1(2)イ)に伴い、1993年以降急激に増加しており、1997年には前年と比べ1,005人(12.4%)増の9,105人となっている。また、少年比も、1988年から1991年まではおおむね横ばいであったが、1992年から上昇し、1997年には1.61%となっている。

図12 ジエイル収容人員及び少年比の推移



注 1 Sourcebook of Criminal Justice Statistics 1997による。

2 1988年、89年及び92年から97年については、6月30日現在を、1990年は6月29日現在、及び1991年は6月28日現在の収容人員である。

3 1993年以前については、ジエイルの監督下にあっても拘禁されていない者を含む。

4 推定値である。

(3) 州刑務所

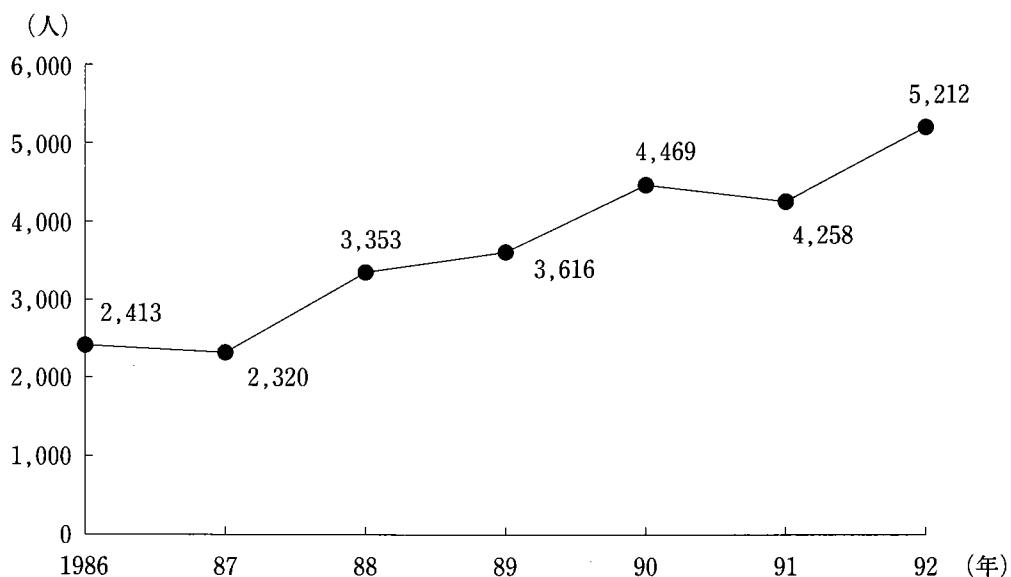
少年の州刑務所への収容状況に関しては、「National Corrections Reporting Program」(注39)に基づいて述べることとする。この統計において、「少年」とは、17歳以下の者を指す。また、「新収容者」とは、裁判所の判決、プロベーションの取消し及び猶予刑執行による入所をいう。

ア 少年新収容者数の推移

図13は、1986年から1992年における、州刑務所への少年新収容者数の推移を見たものである。少年新収容者数は、1986年に2,413人（新収容者総数の1.7パーセント）で、その後、前記第2の1(3)のとおり、少年に対して刑罰を科す範囲が拡大されたことに伴い、増加傾向にあり、1992年には5,212人に達している。

図13 州刑務所への少年新収容人員の推移

(アメリカ 1986年～1992年)

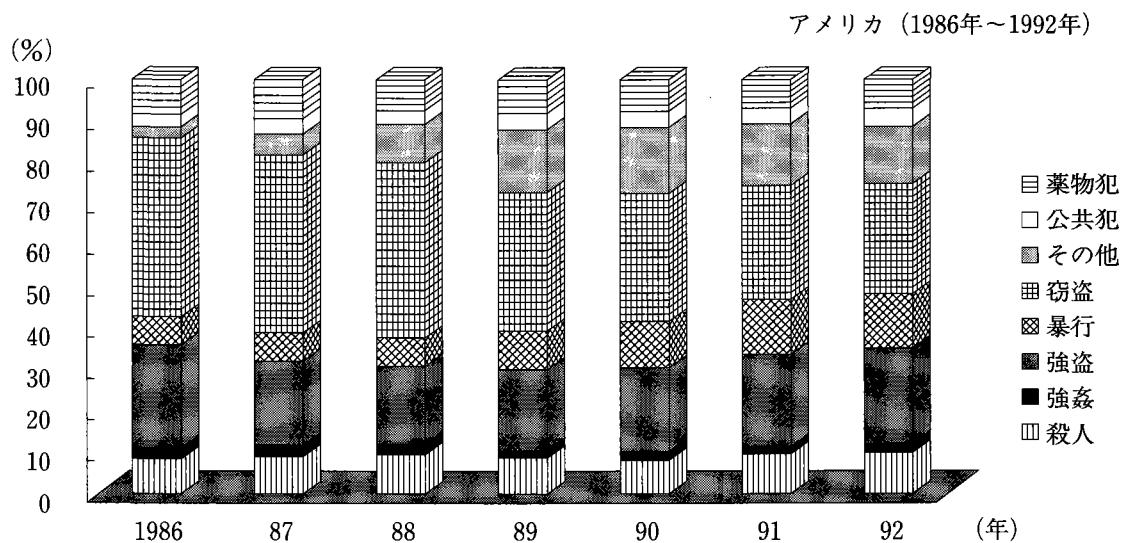


注 National Corrections Reporting Program による。

イ 罪種別収容率

図14は、1986年から1992年における、少年新収容者の罪種別の収容率を見たものである。1986年から1988年までは窃盗が40%台を占めていたが、1989年以降は低下傾向を示し、1992年には26.5%になっている。暴行については、1986年から1988年まで横ばいであったが、1989年以降は上昇傾向を示し、1992年には13.2%になっている。また、薬物犯については、1987年以降上昇傾向にあったが、1990年をピークに減少に転じ、1992年には13.7%になっている。

図14 罪種別州刑務所収容率

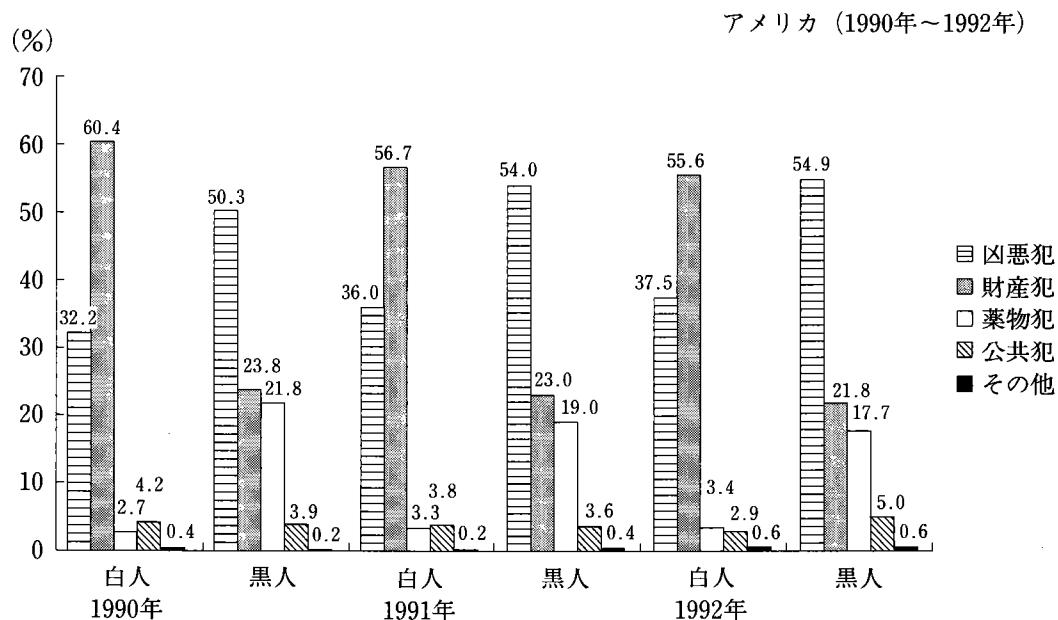


- 注 1 National Corrections Reporting Programによる。
 2 「殺人」とは、謀殺、故殺(manslaughter)、過失致死及びその他の殺人(unspecified homicide)をいう。
 3 「暴行」とは、暴行(assault)をいう。
 4 「強姦」とは、強姦(rape)をいう。
 5 「強盗」とは、強盗(robery)をいう。
 6 「窃盗」とは、不法行為目的侵入、窃盗及び自動車盗をいう。
 7 「公共犯」とは、武器犯罪及びその他公共犯をいう。

ウ 罪種別・人種別収容率

図15は、1990年から1992年における、少年新収容者の人種ごとに、罪種別の収容率を見たものである。白人では、財産犯が50%台後半から60%台前半であるのに対し、黒人では、いずれの年次においても23%前後となっている。これに対し、黒人では、凶悪犯が50%を超えており、白人では30%台半ばとなっている。また、薬物犯については、黒人の比率が白人の比率を大きく上回っている。

図15 罪種・人種別州刑務所収容率の推移



- 注 1 National Corrections Reporting Programによる。
 2 「凶悪犯」とは、謀殺・故殺(manslaughter), その他の殺人(unspecified homicide), 誘拐(kidnapping), 強姦(rape), その他の性的暴行(other sexual assault), 強盗(robbery), 暴行(assault)及びその他の暴力犯罪をいう。
 3 「財産犯」とは、不法行為目的侵入, 窃盗, 自動車盜, 放火, 詐欺, 盗品に関する罪及びその他の財産犯をいう。
 4 「公共犯」とは、武器犯罪及びその他の公共犯をいう。

(注1) *Crime in the United States, 1970–1996*, Federal Bureau of Investigation, U.S. Department of Justice, 1971–1997.

これは、アメリカの主要な犯罪統計であり、「統一犯罪報告プログラム（Uniform Crime Reporting Program）」に基づいているが、このプログラムは、全米の法執行機関が、自発的に、連邦捜査局（FBI）に対して、殺人、強姦、強盗、傷害、不法行為目的侵入、窃盗、自動車盜及び放火という8種（ただし、1978年までは、放火を除く7種）の指標犯罪（Crime Index offense）について、所定の様式に基づいて行った報告により、収集されたデータである。

(注2) ここで、10歳以上17歳以下の者を「少年」としたのは、アメリカの各法域においては、少年裁判所の管轄する少年の年齢の上限が、第2の2(1)記載のとおり、ほとんどの法域において、17歳以下であること、他方、その下限については、第2の2(1)記載のとおり、明確な定めがない法域がほとんどであり、検挙人員の実数を全体から見ると、10歳未満の者の数が極端に少なく、これらを除外する必要があるためである。

(注3) 上記の通り、アメリカの各法域のほとんどにおいては、少年裁判所の管轄する「少年」の年齢の上限は17歳であり、いずれの法域にあっても、18歳以上であれば、「成人」として扱われる。

しかしながら、ここで、18歳以上20歳以下の者を「青年」としたのは、法域によっては、少年裁判所の管轄する少年年齢の上限を超えた「成人」であっても、「青年（Youth）」という範ちゅうを設けて、成人とは異なる量刑・手続を規定している州（例えば、ニューヨーク州においては、16歳以上の成人であっても19歳未満の時に犯した犯罪については、特別な手続を規定している。N.Y. Criminal Procedure Law § 720.10 以下）もあることに加え、18歳以上20歳以下の青年層を設けているイギリス及びドイツとの対比の必要性等を考慮したためである。

(注4) この1980年代後半から1990年代前半にかけての、少年非行の急激な増加や凶悪化の背景として、Snyder, H.N. & Sickmund, M., *Juvenile Offenders and Victims : A National Report*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1995, pp. 2-16, 49-65 は、1980年代後半からの少年人口の増加、少年の貧困・欠損家庭率の上昇、銃器使用の増加等に触れている。

(注5) 連邦法違反の犯罪を犯した18歳未満の少年に対して、連邦裁判所が管轄権を有するのは、州の管轄権がないか管轄権を放棄した場合、州に非行少年に対する適切なプログラム等がない場合、又は重罪（felony）、麻薬の取引若しくは運搬、銃器犯罪等の場合に限られる（18 U.S.C. § 5032）。そのため、1995年の1年間に連邦地方裁判所において判決を受けた少年非行事件は全国で122件に過ぎず（1990年から1995年までの6年間を見ても、年間事件数は最少で1995年の122件から最多で1990年の206件に過ぎない），しかもその大半は、管轄権を有する機関がないなどの理由によって連邦裁判所の管轄とされたアメリカ原住民による事件である。Scalia, J., *Juvenile Delinquents in the Federal Criminal Justice System*, Special Report, Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice, 1997, pp. 1-2 参照

したがって、アメリカにおける少年非行や少年司法制度を論ずる場合、50州とコロンビア特別区に限定して論議すれば足りると考えられる。

(注6) ただし、このことは必ずしも、各法域に、少年に対する排他的管轄権を有する特別裁判所としての少年裁判所が設置されていることを意味するわけではない。National Survey of Court Organization, The Law Enforcement Assistance Administration, 1973 によれば、家事事件

及び少年事件のみに対する排他的管轄権を有する裁判所を州全体に設置している州はニューヨーク州など8州にとどまり、その他の法域においては、少年に対する管轄権は、その全部又は一部が、一般的管轄権 (general jurisdiction) 又は限定的管轄権 (limited jurisdiction, 例えは、probate court, municipal courtなどの管轄権を指す。) を有する第一審裁判所（当該裁判所所属の裁判官が交代で少年裁判所としての職務を行う。）に与えられている州が、大部分であるとされている。Fox, S.J., *The Law of Juvenile Courts In a Nutshell*, West Publishing Co., 1984, pp. 9-10 参照

(注7) *In re Gault*, 387 US 1, 87 S. Ct. 1428 (1967).

(注8) *In re Winship*, 397 US 359, 90 S. Ct. 1068 (1970).

(注9) Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲（注4）p. 72には、このような立法の動きは、一般の人々が、少年による凶悪犯罪が増加していると認識していたことにより生じたものであるが、そのような認識の多くが、誤解であったとの指摘がある。

(注10) ①の放棄又は移送に関して、放棄又は移送可能な犯罪の種類を追加したり、放棄又は移送可能な年齢の下限を引き下げたり、一定の重大犯罪においては少年裁判所において科される処分の方が適当であることの立証責任を少年側に負わせるなど、何らかの意味で放棄又は移送の要件を緩和する法改正を行ったのは、1992年から1995年までの間は、21州とコロンビア特別区であり、1996年及び1997年は、14州である。

②の検察官にいずれの裁判所に訴追するかの決定権を与える法制を探っている州は、1982年には8州に過ぎなかったが、1997年末においては、14州とコロンビア特別区となっている。

③の管轄除外に関して、新たに除外の規定を設けたり、除外する犯罪の種類を追加したり除外する少年の年齢の下限を引き下げるなど、何らかの意味でその範囲を拡大する法改正を行ったのは、1992年から1995年の間は、26州であり、1996年及び1997年は、14州である。

Torbet, P. et al., *State Responses to Serious and Violent Juvenile Crime*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1996, pp. 3-6 ; Sickmund, M. et al., *Juvenile Offenders and Victims : 1997 Update on Violence*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1997, pp. 29, 30 ; Torbet, P. & Szymanski, L., *State Legislative Responses to Violent Juvenile Crime : 1996-97 Update*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1998, pp. 2-5 参照

(注11) 制裁を目的に掲げる州は、アーカンソー州など14州であるが、制裁と矯正・治療等の目的の調和を図ることを目的に掲げる州が、アラバマ州など11州、矯正・治療等を目的に掲げる州が、フロリダ州など14州ある。Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲（注4）p. 71参照

(注12) ニューメキシコ州 Torbet, P. et al., 前掲（注10）pp. 13, 23 参照

(注13) コネティカット、カンザス、ミネソタ及びモンタナの4州 Torbet, P. et al., 前掲（注10）pp. 13, 19, 20, 22, 23, Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲（注10）p. 6 参照

(注14) コロラド、マサチューセッツ、ロードアイランド、サウスキャロライナ及びテキサスの5州 Torbet, P. et al., 前掲（注10）pp. 13, 18, 21, 23, 24 参照

(注15) カリフォルニア、コロラド、フロリダ、アイダホ、ミシガン、オクラホマ及びヴァージニアの7州 Torbet, P. et al., 前掲（注10）pp. 13, 17-21, 24, Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲（注10）p. 7 参照

(注16) アーカンソー, アイオワ及びミズーリの3州 Torbet, P. et al., 前掲 (注10) pp. 13, 17, 18, 22, Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 6 参照

(注17) 最近における少年裁判所の廃止論と存置論の詳細については, 佐伯仁志「アメリカ少年司法制度の現状と将来」, 法律のひろば, 52(1), pp. 54-59参照

(注18) 16歳未満……コネティカット, ニューヨーク及びノースキャロライナの3州
17歳未満……ジョージア, イリノイ, ルイジアナ, マサチューセッツ, ミシガン, ミズーリ,
ニューハンプシャー, サウスキャロライナ, テキサス及びウィスコンシンの10
州

18歳未満……アラバマ, アラスカ, アリゾナ, アーカンソー, カリフォルニア, コロラド,
デラウェア, フロリダ, ハワイ, アイダホ, インディアナ, アイオワ, カンザス,
ケンタッキー, メイン, メリーランド, ミネソタ, ミシシッピ, モンタナ,
ネブラスカ, ネヴァダ, ニュージャージー, ニューメキシコ, ノースダコタ,
オハイオ, オクラホマ, オレゴン, ペンシルヴァニア, ロードアイランド, サ
ウスダコタ, テネシー, ユタ, ヴァーモント, ヴァージニア, ワシントン, ウエ
ストヴァージニア及びワイオミングの37州並びにコロンビア特別区

Szymanski, L.A., *State Variations in Age Restrictions for Trying Juveniles in Criminal Court*, NCJJ Snapshot 2(2), National Juvenile Center for Juvenile Justice, 1997. 参照

(注19) 10歳………アーカンソー, コロラド, カンザス, ルイジアナ, ミネソタ, ミシシッピ, ペ
ンシルヴァニア, サウスダコタ, テキサス, ヴァーモント及びウィスコンシン
の11州

7歳………メリーランド, マサチューセッツ及びニューヨークの3州

6歳………ノースキャロライナ州

Szymanski, L.A., *Lower Age of Juvenile Court Delinquency Jurisdiction*, NCJJ Snapshot
2(9), National Juvenile Center for Juvenile Justice, 1997. 参照

(注20) 少年裁判所の手続は, 州によって区々であるので, ここでは主に, Snyder, H.N. & Sickmund,
M., 前掲 (注4) p. 74以下により, 記述した。

(注21) 1997年現在の, 審判手続や審判記録の公開等については, Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲
(注10) p. 10 参照

(注22) Kent v. United States, 383 U.S. 541, 86 S. Ct. 1045 (1966).

(注23) Breed v. Jones, 421 U.S. 519, 95 S. Ct. 1779 (1975).

(注24) コネティカット, マサチューセッツ, ネブラスカ, ニューメキシコ及びニューヨークを除く
45州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 4 参照

(注25) コネティカット, デラウェア, ジョージア, イリノイ, インディアナ, ケンタッキー, ルイ
ジアナ, ノースキャロライナ, ノースダコタ, オハイオ, ロードアイランド, サウスキャロラ
イナ, ヴァージニア及びウェストヴァージニアの14州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前
掲 (注10) p. 4 参照

(注26) ア拉斯カ, アリゾナ, カリフォルニア, コロラド, イリノイ, カンザス, ミネソタ, ネヴァ
ダ, ニューハンプシャー, ニュージャージー, ノースダコタ, ペンシルヴァニア, ロードアイ
ランド及びユタの14州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲 (注10) p. 4 参照

(注27) アリゾナ, アーカンソー, コロラド, フロリダ, ジョージア, ルイジアナ, マサチューセツ

ツ, ミシガン, モンタナ, ネブラスカ, オ克拉ホマ, ヴァーモント, ヴァージニア及びワイオミングの14州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲（注10）p. 4 参照

(注28) アラバマ, アラスカ, アリゾナ, デラウェア, フロリダ, ジョージア, アイダホ, イリノイ, インディアナ, アイオワ, ルイジアナ, メリーランド, マサチューセッツ, ミネソタ, ミシシッピ, モンタナ, ネヴァダ, ニューメキシコ, ニューヨーク, オ克拉ホマ, オレゴン, ペンシルベニア, サウスキャロライナ, サウスダコタ, ユタ, ヴァーモント, ワシントン及びウィスコンシンの28州である。Torbet, P. & Szymanski, L. 前掲（注10）p. 4 参照

(注29) Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲（注4）p. 88 参照

(注30) ここでの記述は、主に、Bartollas, C. & Miller, S.J., *Juvenile Justice In America : Second Edition*, Prentice-Hall, 1998 による。

(注31) Snyder, H.N. & Sickmund, M., 前掲（注4）p. 90 参照

(注32) ブートキャンプ処遇については、濱井浩一「法務総合研究所研究部資料43 米国における矯正ブートキャンプ処遇」、法務総合研究所、1998 参照

(注33) Kratcoski, P.C., Kratcoski, L.D., *Juvenile Delinquency : Second Edition*, Prentice-Hall, 1998, pp. 278-279 参照

(注34) *Juvenile Court Statistics 1991-1995*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1993-1998

これは、米司法省少年司法及び非行防止局（Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice）の全米少年裁判所データベース（National Juvenile Court Data Archive）が収集した全米の少年人口の67%以上を管轄する約1,800の少年裁判所のデータを基に推計した統計である。

(注35) 非行事件が成人の刑事裁判所に係属する場合としては、前記第2の2の(2)のとおり、放棄・移送以外に、競合管轄権を認めている場合や特定の重大事件を刑事裁判所の管轄とする場合があるが、後二者に関しては、統計がない。

(注36) Austin, J. et al., *Juvenile Taken Into Custody : Fiscal Year 1993*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice, 1995

これは、少年司法及び非行防止法の1988年改正に基づき、米司法省少年司法及び非行防止局長が、議会に対し、少年の施設収容の状況の概要を報告したものである。

この統計は、“Juvenile Court Statistics”, “Child In Custody Census”(CIC), “National Jail Census”等の種々の統計資料に基づき、1991年までの収容人員、収容期間、収容少年の性別、罪種別人員等を分析している。1993年版より最新の版が、公刊されていないため、本稿のデータは1991年以前のもののみとせざるを得なかった。

なお、少年司法及び非行防止局は、CICの統計が少年保護関係者のニーズを十分には満たしていないとして、1997年10月、CICのシリーズを“Census of Juveniles in Residential Placement”(CJRP) に改訂している。これは、従来のCICが各施設に対し、収容人員等を総計で回答するよう求めていたのに対し、収容された個々の少年について、年齢、性別、非行歴等を回答するシステムをとっており、施設収容に至る少年の特性等がより的確に把握できるようになっている。第1回の調査は、1997年10月29日に実施され、その集計結果は、順次公表されるとのことであるが、現時点できれいな入手することができなかった。

(注37) 処分決定前の少年の収容を含んでいる（前記第2の2(3)参照）。

- (注38) Maguire, K. & Pastore, A.L., *Sourcebook of Criminal Justice Statistics 1997*, Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice, 1997, p. 481

この統計は、米司法省司法統計局（Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice）が、刑事司法に関する様々な統計資料を基に編集して、毎年刊行しているものである。

- (注39) Perkins, C., *National Corrections Reporting Program, 1986-1992*, Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice, 1992-1994

この統計は、米司法省司法統計局が、29ないし38の州から収集した、州刑務所への新収容者数、釈放者数等のデータを基に集計したものである。1993年版以降の報告書が、公刊されていない（データセットのみ頒布されている。）ため、本稿のデータは1992年以前のもののみとせざるを得なかった。

資料1 指標犯罪の検挙人員・人口比

アメリカ(1970年~1996年)

アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度

年次	総数	検挙人員						人口						成年率(18-20歳)
		少 年 総 数	10-20歳	13-14歳	15-17歳	青 年 (18-20歳)	成 人 総 数	少 年 総 数	10-12歳	13-14歳	15-17歳	青 年 (18-20歳)	成 人 総 数	
1970年	1,241,338	553,969	* 63,999	160,270	329,700	216,353	471,016	1,949,9	* 769,8	1,936,8	2,789,1	1,984,2	381,9	
1971	1,363,640	598,645	* 67,565	170,415	360,665	239,406	525,589	2,076,2	* 812,7	2,017,5	2,987,6	2,112,5	418,2	
1972	1,384,291	597,348	* 68,430	170,427	358,491	236,752	550,191	2,044,8	* 816,3	2,014,5	2,898,1	2,027,0	429,2	
1973	1,341,616	582,869	* 63,575	163,862	355,432	231,776	526,971	1,980,1	* 758,1	1,939,4	2,820,4	1,935,8	403,4	
1974	1,443,336	632,979	* 66,525	176,162	390,292	262,217	548,140	2,141,9	* 805,3	2,070,1	3,053,7	2,141,1	411,8	
1975	1,865,738	783,129	* 79,262	208,814	495,053	349,257	733,352	2,656,8	* 971,0	2,453,7	3,866,7	2,782,7	540,2	
1976	1,755,779	710,306	* 70,791	185,239	454,276	323,341	722,132	2,432,1	* 889,8	2,211,8	3,528,6	2,526,5	521,3	
1977	1,951,925	784,556	* 75,007	207,340	502,209	352,041	815,328	2,732,7	* 988,6	2,510,2	3,904,3	2,715,5	576,9	
1978	2,133,450	842,958	76,585	222,021	544,352	384,157	906,335	2,656,1	704,4	2,759,1	4,246,8	2,958,9	627,9	
1979	2,127,394	802,888	69,833	204,211	528,844	397,352	927,154	2,582,0	648,5	2,660,7	4,180,3	3,041,3	629,0	
1980	2,171,818	763,389	71,918	183,403	508,068	407,060	1,001,369	2,492,5	662,2	2,486,8	4,100,3	3,111,6	665,5	
1981	2,268,183	743,937	77,517	179,791	486,629	411,452	1,112,794	2,458,4	697,9	2,495,0	4,072,9	3,166,2	725,6	
1982	2,130,634	644,074	71,759	158,711	413,604	376,452	1,110,108	2,173,5	654,4	2,202,5	3,608,5	2,946,8	710,4	
1983	2,128,590	631,733	73,245	165,301	393,187	362,177	1,134,680	2,179,7	694,4	2,244,7	3,551,8	2,899,7	713,6	
1984	1,813,855	550,426	64,464	152,728	333,234	295,425	968,004	1,932,7	645,7	2,028,8	3,038,2	2,452,9	598,8	
1985	2,102,113	632,317	68,065	168,047	396,205	333,820	1,135,976	2,246,0	694,5	2,302,0	3,584,9	2,889,7	691,8	
1986	2,145,347	619,681	63,483	152,805	403,393	332,717	1,192,949	2,224,9	650,8	2,243,8	3,573,6	2,981,3	715,9	
1987	2,244,070	636,094	67,778	157,923	410,393	337,903	1,270,073	2,302,1	682,1	2,411,4	3,682,0	3,058,5	752,3	
1988	2,101,432	577,449	65,274	148,188	363,987	313,174	1,210,809	2,110,4	648,0	2,261,0	3,390,7	2,811,5	708,8	
1989	2,323,933	617,742	72,226	163,464	382,052	350,197	1,355,994	2,278,0	696,8	2,482,7	3,757,0	3,078,7	784,8	
1990	2,308,747	635,903	73,167	169,630	393,106	351,558	1,321,286	2,333,8	693,2	2,556,2	3,909,2	2,993,0	761,6	
1991	2,259,534	634,696	72,711	174,728	387,257	335,087	1,289,751	2,292,4	670,2	2,560,9	3,866,8	2,973,0	733,8	
1992	2,462,841	703,127	79,503	197,021	426,603	341,736	1,417,978	2,484,2	714,3	2,827,1	4,180,3	3,216,0	795,3	
1993	2,407,743	695,820	74,715	197,828	423,277	324,684	1,387,239	2,428,8	663,3	2,799,7	4,101,9	3,085,9	770,3	
1994	2,369,211	720,615	76,443	208,947	435,225	312,916	1,335,680	2,448,5	677,6	2,797,1	4,075,5	3,003,9	734,3	
1995	2,226,119	663,411	69,455	185,757	408,199	298,949	1,263,759	2,216,7	611,8	2,456,5	3,706,2	2,816,6	689,1	
1996	2,041,904	620,061	62,181	166,951	390,929	290,249	1,131,594	2,045,0	547,9	2,187,2	3,447,3	2,664,5	610,5	

注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

2 人口統計については、1970年から1979年まではPreliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年まではEstimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年まではU.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年まではStatistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。
 4 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

資料2-1 犯人の検挙人員・人口比

アメリカ (1970年~1996年)

年 次	総 数	検挙 人 員				人 口				成 人			
		少 年	10-12歳	13-14歳	15-17歳	青 年	(18-20歳)	成 人	少 年	10-12歳	13-14歳	(18-20歳)	成 人
1970年	12,818	1,328	*	25	144	1,159	1,894	9,596	4.7	*	0.3	1.7	7.8
1971	14,544	1,485	*	20	165	1,300	2,081	10,978	5.2	*	0.2	2.0	8.7
1972	15,038	1,623	*	34	176	1,413	2,075	11,340	5.6	*	0.4	2.1	8.8
1973	14,387	1,485	*	31	173	1,281	2,110	10,792	5.0	*	0.4	2.0	8.3
1974	13,808	1,389	*	31	165	1,193	2,145	10,274	4.7	*	0.4	1.9	7.7
1975	16,468	1,556	*	25	142	1,389	2,576	12,336	5.3	*	0.3	1.7	9.1
1976	14,101	1,290	*	30	148	1,112	2,112	10,699	4.4	*	0.4	1.8	7.7
1977	17,149	1,656	*	21	180	1,455	2,509	12,984	5.8	*	0.3	2.2	9.2
1978	18,729	1,709	20	198	1,491	2,784	14,236	5.4	0.2	0.2	2.5	11.6	9.9
1979	18,250	1,693	25	167	1,501	2,720	13,837	5.4	0.2	0.2	2.2	11.9	9.4
1980	18,735	1,732	25	165	1,542	2,886	14,117	5.7	0.2	0.2	2.2	12.4	9.4
1981	20,424	1,850	27	170	1,653	3,022	15,552	6.1	0.2	0.2	2.4	13.8	10.1
1982	18,508	1,576	24	156	1,396	2,736	14,196	5.3	0.2	0.2	2.2	12.2	9.1
1983	18,056	1,337	20	129	1,188	2,671	14,048	4.6	0.2	0.2	1.8	10.7	8.8
1984	13,670	998	25	107	866	1,914	10,758	3.5	0.3	1.4	0.2	7.9	6.7
1985	15,774	1,308	18	144	1,146	2,154	12,312	4.6	0.2	0.2	2.0	10.4	7.5
1986	16,059	1,389	15	134	1,240	2,321	12,349	5.0	0.2	0.2	2.0	11.0	7.4
1987	16,700	1,578	25	164	1,389	2,571	12,551	5.7	0.3	2.5	12.5	7.4	
1988	16,319	1,758	27	167	1,564	2,669	11,892	6.4	0.3	2.5	14.6	7.0	
1989	17,960	2,193	24	251	1,918	3,266	12,501	8.1	0.2	3.8	18.9	7.2	
1990	18,293	2,550	21	257	2,272	3,645	12,098	9.4	0.2	3.9	22.6	7.0	
1991	18,648	2,620	29	267	2,324	4,096	11,932	9.5	0.3	3.9	23.2	6.8	
1992	19,488	2,826	30	271	2,525	4,028	12,634	10.0	0.3	3.9	24.7	7.1	
1993	20,277	3,276	26	346	2,904	4,388	12,613	11.4	0.2	4.9	28.1	7.0	
1994	18,494	3,099	31	345	2,723	4,051	11,344	10.5	0.3	4.6	25.5	6.2	
1995	16,646	2,505	27	264	2,214	3,652	10,489	8.4	0.2	3.5	20.1	5.7	
1996	14,430	2,155	16	224	1,915	3,066	9,209	7.1	0.1	2.9	16.9	5.0	

注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

2 人口統計については、1970年から1979年まではPreliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年まではEstimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年まではU.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年まではStatistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「殺人」は、謀殺(murder)及び放殺(nonnegligent manslaughter)であり、未遂を含まない。

資料2－2 強盗の検挙人員・人口比

アメリカ (1970年～1996年)

アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度

41

年 次	総 数	檢 挙 人 員						人 口						比	
		少 年	10-12歳	13-14歳	15-17歳	青 年	(18-20歳)	成 人	少	10-12歳	13-14歳	15-17歳	青 年	(18-20歳)	
1970年	87,040	28,642	*	2,176	6,872	19,594	20,385	38,013	100.8	*	26.2	83.0	165.8	186.9	30.8
1971	101,026	32,053	*	2,376	7,456	22,221	23,470	45,503	111.2	*	28.6	88.3	184.1	207.1	36.2
1972	108,392	33,998	*	2,526	8,036	23,436	24,182	50,212	116.4	*	30.1	95.0	189.5	207.0	39.2
1973	101,207	33,687	*	2,405	7,923	23,359	22,304	45,216	114.4	*	28.7	93.8	185.4	186.3	34.6
1974	107,910	34,774	*	2,019	7,394	25,361	25,701	47,435	117.7	*	24.4	86.9	198.4	209.9	35.6
1975	129,071	43,753	*	2,478	9,320	31,955	30,433	54,885	148.4	*	30.4	109.5	249.6	242.5	40.4
1976	109,757	36,451	*	2,034	7,583	26,834	25,279	48,027	124.8	*	25.6	90.5	208.4	197.5	34.7
1977	122,011	38,756	*	1,997	7,809	28,950	27,973	55,282	135.0	*	26.3	94.5	225.1	215.8	39.1
1978	140,947	47,554	2,428	10,124	35,002	31,845	61,548	149.8	149.8	22.3	125.8	273.1	245.3	42.6	
1979	130,361	40,765	1,837	8,393	30,535	30,141	59,455	131.1	17.1	109.4	241.4	230.7	40.3		
1980	139,155	41,676	1,768	7,852	32,056	31,996	65,483	136.1	16.3	106.5	258.7	244.6	43.5		
1981	147,125	41,943	2,016	7,963	31,964	32,769	72,413	138.6	18.2	110.5	267.5	252.2	47.2		
1982	137,832	36,194	1,921	6,907	27,366	30,510	71,128	122.1	17.5	95.9	238.8	238.8	45.5		
1983	133,701	34,902	1,891	6,995	26,016	28,626	70,173	120.4	17.9	95.0	235.0	229.2	44.1		
1984	108,401	27,582	1,328	5,665	20,589	22,808	58,011	96.9	13.3	75.3	187.7	189.4	35.9		
1985	120,246	29,899	1,480	6,072	22,347	23,782	66,565	106.2	15.1	83.2	202.2	205.9	40.5		
1986	124,046	27,788	1,244	5,172	21,372	23,181	73,077	99.8	12.8	75.9	189.3	207.7	43.9		
1987	123,007	27,383	1,439	5,450	20,494	22,022	73,602	99.1	14.5	83.2	183.9	199.3	43.6		
1988	111,113	24,106	1,320	4,919	17,867	19,683	67,324	88.1	13.1	75.1	166.4	176.7	39.4		
1989	133,535	30,515	1,883	6,717	21,915	24,390	78,630	112.5	18.2	102.0	215.5	214.4	45.5		
1990	136,091	32,758	1,705	6,960	24,093	26,584	76,749	120.2	16.2	104.9	239.6	226.3	44.2		
1991	138,944	35,394	1,924	7,817	25,653	26,349	77,201	127.8	17.7	114.6	256.1	233.8	43.9		
1992	153,165	40,143	2,153	9,070	28,920	28,107	84,915	141.8	19.3	130.1	283.4	264.5	47.6		
1993	153,310	43,117	2,298	9,855	30,964	27,267	82,926	150.5	20.4	139.5	300.1	259.2	46.0		
1994	146,734	46,849	2,478	10,820	33,551	26,162	73,723	159.2	22.0	144.8	314.2	251.1	40.5		
1995	137,487	44,184	2,219	9,958	32,007	25,473	67,830	147.6	19.5	131.7	290.6	240.0	37.0		
1996	121,515	38,771	1,882	8,377	28,512	23,837	58,907	127.9	16.6	109.7	251.4	218.8	31.8		

注 1 檢挙人員については、Crime in the United Statesによる。

2 人口統計については、1970年から1979年まではPreliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年まではEstimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年まではU.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年まではStatistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「強盗」は、強盗(robery)である。

資料2-3 傷害の検挙人員・人口比

アメリカ (1970年~1996年)

年 次	検挙人員					人口					成 人
	総 数	少 年	青 年	(18-20歳)	15-17歳	総 数	少 年	青 年	(18-20歳)	15-17歳	
1970年	125,263	20,048	* 1,496	4,563	13,989	16,832	88,383	70,6*	18,0	55,1	118,3
1971	139,509	23,792	* 1,806	5,501	16,485	18,228	97,489	82,5*	21,7	65,1	136,6
1972	154,620	26,295	* 2,108	6,025	18,162	19,839	108,486	90,0*	25,1	71,2	146,8
1973	154,067	25,446	* 1,851	5,525	18,070	21,023	107,598	86,4*	22,1	65,4	143,4
1974	153,700	25,486	* 1,696	5,433	18,357	22,235	105,979	86,2*	20,5	63,8	143,6
1975	201,204	34,499	* 2,301	7,286	24,912	29,804	136,901	117,0*	28,2	85,6	194,6
1976	191,806	31,731	* 2,151	6,454	23,126	28,159	131,916	108,6*	27,0	77,1	179,6
1977	220,267	35,120	*	2,266	7,064	25,790	32,663	152,484	122,3*	29,9	85,5
1978	256,615	40,239	2,433	8,061	29,745	38,115	178,261	126,8	22,4	100,2	232,1
1979	255,699	38,962	2,173	7,617	29,172	39,560	177,177	125,3	20,2	99,2	230,6
1980	258,037	37,451	2,233	7,071	28,147	38,705	181,881	122,3	20,6	95,9	227,2
1981	266,122	36,506	2,542	7,090	26,874	37,543	192,073	120,6	22,9	98,4	224,9
1982	258,230	33,476	2,302	6,492	24,682	35,692	189,062	113,0	21,0	90,1	215,3
1983	260,718	33,027	2,570	6,875	23,582	34,752	192,939	114,0	24,4	93,4	213,0
1984	230,951	30,479	2,352	6,945	21,182	29,660	170,812	107,0	23,6	92,3	193,1
1985	262,296	35,433	2,721	7,745	24,967	32,132	194,731	125,9	27,8	106,1	225,9
1986	293,171	36,747	2,517	7,518	26,712	34,230	222,194	131,9	25,8	110,4	236,6
1987	300,833	37,745	2,809	7,574	27,362	33,480	229,608	136,6	28,3	115,7	245,5
1988	303,681	37,727	2,657	7,879	27,191	34,574	231,380	137,9	26,4	120,2	253,3
1989	353,770	46,043	3,401	9,768	32,874	43,238	264,489	169,8	32,8	148,4	323,3
1990	375,950	50,200	3,582	10,311	36,307	48,380	277,370	184,2	33,9	155,4	361,0
1991	367,415	51,585	3,859	11,102	36,624	47,384	268,446	186,3	35,6	162,7	365,7
1992	433,814	62,673	4,980	14,282	43,411	52,149	318,992	221,4	44,7	204,9	425,4
1993	441,051	66,727	4,995	15,527	46,205	51,854	322,470	232,9	44,3	219,7	447,8
1994	448,673	68,987	5,261	16,886	46,840	51,002	328,684	234,4	46,6	226,1	438,6
1995	437,197	63,374	4,897	14,701	43,776	48,497	325,326	211,8	43,1	194,4	397,5
1996	386,571	55,894	4,366	12,756	38,772	44,663	286,014	184,3	38,5	167,1	341,9

注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

2 人口統計については、1970年から1979年まではPreliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年まではEstimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年まではU.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年まではStatistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「傷害」は、加重暴行(aggravated assault)である。

資料2—4 窃盗の検挙人員・人口比

アメリカ (1970年～1996年)

アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度

43

年 次	総 数	少 年				人 員				人 口				口 比		
		総 数	10-12歳	13-14歳	15-17歳	青 年 (18-20歳)	成 人	総 数	10-12歳	13-14歳	15-17歳	青 年 (18-20歳)	成 人	口 比		
1970年	997,898	500,768	* 60,212	148,169	292,387	173,914	322,826	1,762,6	* 724,2	1,790,6	2,473,5	1,595,0	261,8			
1971	1,089,239	537,917	* 63,271	156,744	317,902	192,157	359,165	1,865,6	* 761,0	1,855,6	2,633,4	1,695,6	285,8			
1972	1,083,908	531,614	* 63,655	155,503	312,456	186,746	365,548	1,819,8	* 759,3	1,838,1	2,525,9	1,598,9	285,2			
1973	1,049,816	518,522	* 59,158	149,601	309,763	182,611	348,683	1,761,5	* 705,4	1,770,6	2,458,0	1,525,2	266,9			
1974	1,147,934	567,917	* 62,664	162,556	342,697	208,672	371,345	1,921,8	* 758,6	1,910,2	2,681,3	1,703,9	279,0			
1975	1,494,045	699,503	* 74,338	191,364	433,801	282,170	512,372	2,373,1	* 910,7	2,248,7	3,388,3	2,248,2	377,4			
1976	1,415,843	637,146	* 66,418	170,354	400,374	263,765	514,932	2,181,6	* 834,8	2,034,1	3,109,9	2,061,0	371,8			
1977	1,563,465	704,820	* 70,547	191,435	442,838	284,210	574,795	2,455,0	* 929,8	2,317,6	3,442,7	2,192,3	406,7			
1978	1,688,977	749,014	71,519	202,796	474,699	306,664	633,299	2,360,1	657,8	2,520,1	3,703,4	2,362,0	438,8			
1979	1,677,268	709,540	64,326	184,927	460,287	317,259	650,469	2,281,8	597,3	2,409,5	3,638,3	2,428,3	441,3			
1980	1,709,365	671,387	66,410	165,412	439,565	325,916	712,062	2,192,1	611,5	2,242,9	3,547,5	2,491,3	473,2			
1981	1,786,578	652,457	71,186	161,585	419,686	330,865	803,256	2,156,1	640,9	2,242,4	3,512,6	2,546,1	523,8			
1982	1,671,887	563,450	66,116	142,734	354,600	300,930	807,507	1,901,4	603,0	1,980,8	3,093,7	2,355,6	516,7			
1983	1,669,948	552,841	67,295	148,545	337,001	289,720	827,387	1,907,5	638,0	2,017,2	3,044,3	2,319,6	520,3			
1984	1,418,998	481,902	59,208	137,166	285,528	235,742	701,354	1,692,1	593,1	1,822,1	2,603,3	1,957,3	433,8			
1985	1,656,407	555,262	62,272	150,898	342,092	270,025	831,120	1,972,3	635,4	2,067,1	3,095,3	2,337,5	506,2			
1986	1,666,525	543,793	58,297	137,145	348,351	267,461	855,271	1,952,4	597,7	2,013,9	3,086,0	2,396,6	513,2			
1987	1,758,270	559,525	61,991	141,923	355,611	274,513	924,232	2,025,0	623,9	2,167,1	3,190,5	2,484,7	547,5			
1988	1,628,599	504,791	59,747	132,524	312,520	251,366	872,442	1,844,9	593,1	2,022,0	2,911,2	2,256,6	510,7			
1989	1,774,649	529,117	65,161	143,622	320,334	274,025	971,507	1,951,2	628,7	2,181,4	3,150,1	2,409,0	562,3			
1990	1,733,587	540,321	66,087	149,087	325,147	267,325	925,941	1,983,0	626,1	2,246,6	3,233,4	2,275,9	533,7			
1991	1,690,410	534,540	64,887	152,205	317,448	251,864	904,006	1,930,7	598,1	2,230,8	3,169,7	2,234,6	514,3			
1992	1,807,805	585,286	70,099	169,518	345,669	251,743	970,776	2,067,9	629,8	2,432,5	3,387,3	2,369,1	544,5			
1993	1,745,489	570,468	65,213	168,023	337,232	235,804	939,217	1,991,2	579,0	2,377,9	3,268,1	2,241,2	521,5			
1994	1,710,011	588,809	66,190	176,483	346,136	226,810	894,392	2,000,6	586,7	2,362,6	3,241,3	2,177,3	491,7			
1995	1,594,287	542,348	60,176	157,184	324,988	216,717	835,222	1,812,2	530,1	2,078,6	2,950,7	2,041,8	455,4			
1996	1,482,269	512,794	53,948	142,236	316,610	214,247	755,228	1,691,2	475,4	1,863,4	2,792,0	1,966,8	407,5			

注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

2 人口統計については、1970年から1979年まではPreliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年まではEstimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年まではU.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年まではStatistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「窃盗」は、窃盜(larceny-theft)、自動車盜(motor vehicle theft)及び不法行為目的侵入(burglary)である。

資料2-5 強姦の検挙人員・人口比

44

法務総合研究所研究部報告 5

アメリカ (1970年~1996年)

年 次	総 数	検挙 人 員				人 口				比		
		少 年	青 年	(18-20歳)	成 人	少 年	青 年	(18-20歳)	成 人	青 年	(18-20歳)	成 人
1970年	15,389	3,183 *	90	522	2,571	3,328	8,878	11.2 *	1.1	6.3	21.7	30.5
1971	16,556	3,398 *	92	549	2,757	3,470	9,688	11.8 *	1.1	6.5	22.8	30.6
1972	19,350	3,818 *	107	687	3,024	3,910	11,622	13.1 *	1.3	8.1	24.4	33.5
1973	19,155	3,729 *	130	640	2,959	3,728	11,698	12.7 *	1.6	7.6	23.5	31.1
1974	17,762	3,413 *	115	614	2,684	3,464	10,885	11.5 *	1.4	7.2	21.0	28.3
1975	21,918	3,818 *	120	702	2,996	4,274	13,826	13.0 *	1.5	8.2	23.4	34.1
1976	21,630	3,688 *	158	700	2,830	4,026	13,916	12.6 *	2.0	8.4	22.0	31.5
1977	25,747	4,204 *	176	852	3,176	4,686	16,857	14.6 *	2.3	10.3	24.7	36.1
1978	28,182	4,442	185	842	3,415	4,749	18,991	14.0	1.7	10.5	26.6	36.6
1979	29,098	4,585	183	832	3,570	5,257	19,256	14.7	1.7	10.8	28.2	40.2
1980	29,394	4,309	171	844	3,294	5,041	20,044	14.1	1.6	11.4	26.6	38.5
1981	29,994	4,393	213	924	3,256	4,805	20,796	14.5	1.9	12.8	27.3	37.0
1982	28,275	4,102	230	847	3,025	4,580	19,593	13.8	2.1	11.8	26.4	35.9
1983	30,119	4,324	274	994	3,056	4,392	21,403	14.9	2.6	13.5	27.6	35.2
1984	28,263	4,324	324	1,084	2,916	3,817	20,122	15.2	3.2	14.4	26.6	31.7
1985	31,849	4,745	351	1,240	3,154	3,994	23,110	16.9	3.6	17.0	28.5	34.6
1986	31,051	4,721	297	1,140	3,284	3,836	22,494	17.0	3.0	16.7	29.1	34.4
1987	31,169	4,802	362	1,191	3,249	3,753	22,614	17.4	3.6	18.2	29.1	34.0
1988	28,384	4,020	267	1,007	2,746	3,489	20,875	14.7	2.7	15.4	25.6	31.3
1989	30,451	4,613	394	1,212	3,007	3,781	22,057	17.0	3.8	18.4	29.6	33.2
1990	30,877	4,539	346	1,170	3,023	4,110	22,228	16.7	3.3	17.6	30.1	35.0
1991	30,269	4,685	441	1,220	3,024	3,979	21,605	16.9	4.1	17.9	30.2	35.3
1992	33,262	5,246	515	1,411	3,320	4,150	23,866	18.5	4.6	20.2	32.5	39.1
1993	32,424	5,204	519	1,460	3,225	3,902	23,318	18.2	4.6	20.7	31.3	37.1
1994	29,688	4,756	442	1,318	2,996	3,531	21,401	16.2	3.9	17.6	28.1	33.9
1995	26,489	4,118	372	1,098	2,648	3,287	19,084	13.8	3.3	14.5	24.0	31.0
1996	24,286	4,067	346	1,016	2,705	3,165	17,054	13.4	3.0	13.3	23.9	29.1

注 1 検挙人員については、Crime in the United Statesによる。

2 人口統計については、1970年から1979年まではPreliminary Estimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1980年から1986年まではEstimates of the Population of the United States, by Age, Sex, and Race, 1987年から1990年まではU.S. Population Estimates, by Age, Sex, Race and Hispanic Origin, 1991年から1996年まではStatistical Abstract of the United Statesによる。

3 1970年から1977年までの「少年(10-12歳)」は、11歳及び12歳の値である。

4 「強姦」は、強姦(forcible rape)である。

資料3 少年裁判所における非行事件の罪種別処理件数

アメリカ (1986年~1995年)

年次	総数	財産犯	人身犯	薬物犯	公共犯
1986年	1,180,000	710,000 (60.2)	190,300 (16.1)	72,400 (6.1)	207,300 (17.6)
1987	1,154,500	683,600 (59.2)	185,400 (16.1)	73,400 (6.4)	212,100 (18.4)
1988	1,170,400	684,200 (58.5)	193,200 (16.5)	82,200 (7.0)	210,800 (18.0)
1989	1,211,900	705,100 (58.2)	209,100 (17.3)	78,000 (6.4)	219,700 (18.1)
1990	1,299,200	751,500 (57.8)	243,500 (18.7)	71,100 (5.5)	233,200 (17.9)
1991	1,338,100	793,900 (59.3)	260,300 (19.5)	59,300 (4.4)	224,600 (16.8)
1992	1,471,200	842,200 (57.2)	301,000 (20.5)	72,100 (4.9)	255,900 (17.4)
1993	1,489,700	808,900 (54.3)	318,800 (21.4)	89,100 (6.0)	272,800 (18.3)
1994	1,555,200	803,400 (51.7)	336,100 (21.6)	120,200 (7.7)	295,600 (19.0)
1995	1,714,300	871,700 (50.8)	377,300 (22.0)	159,100 (9.3)	306,300 (17.9)

(財産犯)

アメリカ (1991年~1995年)

年次	総数	不法行為目的侵入 (burglary)	不法侵入 (trespassing)	窃 盗 (larceny-theft)	自動車盜 (motor vehicle theft)	器物損壊 (vandalism)	盗品に関する罪 (stolen property)	放 火 (arson)	その他 (other)
1991年	793,900	148,700 (18.7)	56,200 (7.1)	351,000 (44.2)	69,500 (8.8)	103,000 (13.0)	27,100 (3.4)	7,300 (0.9)	31,000 (3.9)
1992	842,200	156,400 (18.6)	58,500 (6.9)	361,600 (42.9)	73,000 (8.7)	121,700 (14.5)	28,900 (3.4)	8,300 (1.0)	33,700 (4.0)
1993	808,900	149,700 (18.5)	60,500 (7.5)	353,700 (43.7)	61,100 (7.6)	117,100 (14.5)	27,400 (3.4)	8,200 (1.0)	31,300 (3.9)
1994	803,400	141,600 (17.6)	61,200 (7.6)	356,200 (44.3)	59,300 (7.4)	118,600 (14.8)	28,600 (3.6)	9,500 (1.2)	28,300 (3.5)
1995	871,700	139,900 (16.0)	64,400 (7.4)	418,800 (48.0)	53,400 (6.1)	121,700 (14.0)	33,100 (3.8)	10,400 (1.2)	29,900 (3.4)

(人身犯)

年次	総数	殺人 (criminal homicide)	強姦 (forcible rape)	強盗 (robbery)	加重暴行 (aggravated assault)	単純暴行 (simple assault)	その他の暴力的性犯罪 (other violent sex offenses)	その他 (other)
1991年	260,300	2,700 (1.0)	4,700 (1.8)	30,000 (11.5)	66,100 (25.4)	130,600 (50.2)	8,600 (3.3)	17,600 (6.8)
1992	301,000	2,500 (0.8)	5,400 (1.8)	32,900 (10.9)	77,900 (25.9)	152,800 (50.8)	9,900 (3.3)	19,800 (6.6)
1993	318,800	2,800 (0.9)	6,100 (1.9)	35,600 (11.2)	77,500 (24.3)	166,400 (52.2)	10,900 (3.4)	19,400 (6.1)
1994	336,100	3,000 (0.9)	5,400 (1.6)	37,000 (11.0)	85,300 (25.4)	177,700 (52.9)	10,000 (3.0)	17,800 (5.3)
1995	377,300	2,800 (0.7)	6,800 (1.8)	39,600 (10.5)	93,200 (24.7)	205,500 (54.5)	9,300 (2.5)	20,100 (5.3)

(公共犯)

年次	総数	公務執行妨害 (obstruction of justice)	騒乱 (disorderly conduct)	武器犯罪 (weapons offenses)	酒類法違反 (liquor law violations)	非暴力性犯罪 (nonviolent sex offenses)	その他 (other)
1991年	224,600	78,900 (35.1)	59,500 (26.5)	31,600 (14.1)	13,400 (6.0)	10,400 (4.6)	30,900 (13.8)
1992	255,900	87,100 (34.0)	69,300 (27.1)	41,000 (16.0)	12,500 (4.9)	12,900 (5.0)	33,000 (12.9)
1993	272,800	96,000 (35.2)	71,200 (26.1)	47,200 (17.3)	13,200 (4.8)	10,900 (4.0)	34,400 (12.6)
1994	295,600	108,400 (36.7)	80,700 (27.3)	48,800 (16.5)	12,700 (4.3)	9,600 (3.2)	35,500 (12.0)
1995	306,300	110,100 (35.9)	85,100 (27.8)	47,000 (15.3)	12,200 (4.0)	10,500 (3.4)	41,300 (13.5)

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 () 内は、構成比である。

3 推定値である。

4 薬物犯については、非行名の内訳はない。

資料4 少年裁判所における非行事件の年齢別事件率

アメリカ (1986年~1995年)

年次	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
1986年	5.6	9.2	17.5	33.2	52.1	68.8	84.3	84.9
1987	5.8	9.6	17.7	33.2	51.2	67.1	79.0	82.8
1988	6.0	9.8	18.8	34.8	55.3	69.3	85.3	84.6
1989	6.3	10.8	20.5	38.6	58.6	77.5	88.8	88.9
1990	6.3	11.1	21.9	41.1	64.7	82.8	99.7	94.3
1991	6.6	11.8	23.2	45.1	68.3	90.3	103.4	102.3
1992	6.3	11.8	23.3	45.1	71.2	89.1	109.6	106.5
1993	5.6	10.6	22.6	44.4	70.7	92.8	106.6	105.1
1994	5.7	10.9	22.7	46.1	71.2	93.3	112.4	104.6
1995	5.9	11.5	24.5	47.7	77.0	99.0	119.1	115.2

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 「事件率」とは、各年齢層人口1,000人当たりの少年裁判所処理事件数である。

資料 5-1 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況（財産犯）

アメリカ（1991年～1995年）

処理内容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件数	構成比								
総 数	793,900	100.0	842,200	100.0	808,900	100.0	803,400	100.0	871,700	100.0
審判不開始 (Nonpetitioned)	422,100	53.2	441,600	52.4	406,600	50.3	387,600	48.2	428,600	49.2
施設収容	1,000	0.1	1,300	0.2	3,000	0.4	1,600	0.2	2,200	0.3
プロベーション	126,400	15.9	138,400	16.4	113,500	14.0	110,900	13.8	136,200	15.6
その他の処分	103,600	13.0	110,200	13.1	105,200	13.0	95,300	11.9	107,900	12.4
不処分	191,100	24.1	191,700	22.8	184,800	22.8	179,800	22.4	182,300	20.9
審判開始 (Petitioned)	371,800	46.8	400,600	47.6	402,300	49.7	415,800	51.8	443,000	50.8
放棄・移送 (Waiver, Transfer)	4,200	0.5	5,200	0.6	4,500	0.6	4,600	0.6	3,300	0.4
非行事実不認定 (Nonadjudicated)	143,500	18.1	161,600	19.2	163,100	20.2	168,800	21.0	183,800	21.1
施設収容	1,600	0.2	2,300	0.3	3,300	0.4	3,300	0.4	5,100	0.6
プロベーション	42,700	5.4	44,500	5.3	44,700	5.5	44,600	5.6	46,600	5.3
その他の処分	18,400	2.3	23,500	2.8	23,700	2.9	24,400	3.0	28,300	3.2
不処分	80,800	10.2	91,300	10.8	91,500	11.3	96,500	12.0	103,900	11.9
非行事実認定 (Adjudicated)	224,000	28.2	233,700	27.7	234,700	29.0	242,500	30.2	255,900	29.4
施設収容	55,200	7.0	57,600	6.8	57,900	7.2	61,600	7.7	66,200	7.6
プロベーション	132,600	16.7	140,000	16.6	136,600	16.9	134,500	16.7	142,400	16.3
その他の処分	27,500	3.5	28,100	3.3	32,100	4.0	38,500	4.8	36,400	4.2
不処分	8,700	1.1	7,900	0.9	8,000	1.0	7,900	1.0	10,900	1.3

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 図4の注2と同じ。

3 推定値である。

資料5－2 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況（人身犯）

アメリカ（1991年～1995年）

処理内容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件数	構成比								
総 数	260,300	100.0	301,000	100.0	318,800	100.0	336,100	100.0	377,300	100.0
審判不開始 (Nonpetitioned)	117,300	45.1	135,800	45.1	137,000	43.0	139,100	41.4	158,100	41.9
施設収容	100	0.0	200	0.1	900	0.3	500	0.1	1,000	0.3
プロベーション	34,600	13.3	41,200	13.7	38,800	12.2	40,000	11.9	48,600	12.9
その他の処分	22,200	8.5	25,800	8.6	25,000	7.8	25,100	7.5	26,200	6.9
不処分	60,400	23.2	68,500	22.8	72,300	22.7	72,500	21.6	82,400	21.8
審判開始 (Petitioned)	143,000	54.9	165,200	54.9	181,800	57.0	196,900	58.6	219,100	58.1
放棄・移送 (Waiver, Transfer)	3,200	1.2	4,000	1.3	5,000	1.6	5,400	1.6	4,600	1.2
非行事実不認定 (Nonadjudicated)	62,300	23.9	73,100	24.3	79,100	24.8	84,700	25.2	98,200	26.0
施設収容	600	0.2	1,100	0.4	1,400	0.4	1,800	0.5	2,800	0.7
プロベーション	13,600	5.2	16,100	5.3	16,800	5.3	17,800	5.3	20,100	5.3
その他の処分	7,100	2.7	8,100	2.7	8,900	2.8	11,100	3.3	13,300	3.5
不処分	40,900	15.7	47,800	15.9	52,000	16.3	54,000	16.1	61,900	16.4
非行事実認定 (Adjudicated)	77,500	29.8	88,100	29.3	97,700	30.6	106,900	31.8	116,400	30.9
施設収容	25,500	9.8	28,000	9.3	30,000	9.4	33,300	9.9	35,600	9.4
プロベーション	42,200	16.2	48,600	16.1	53,900	16.9	57,300	17.0	62,100	16.5
その他の処分	6,500	2.5	7,700	2.6	9,500	3.0	12,100	3.6	12,300	3.3
不処分	3,200	1.2	3,800	1.3	4,400	1.4	4,100	1.2	6,500	1.7

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 図4の注3と同じ。

3 推定値である。

資料5-3 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況（薬物犯）

アメリカ (1991年~1995年)

処理内容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
総 数	59,300	100.0	72,100	100.0	89,100	100.0	120,200	100.0	159,100	100.0
審判不開始 (Nonpetitioned)	19,500	32.9	25,800	35.8	34,200	38.4	46,900	39.0	61,700	38.8
施設収容	100	0.2	100	0.1	300	0.3	400	0.3	600	0.4
プロベーション	5,000	8.4	7,200	10.0	9,500	10.7	14,300	11.9	22,300	14.0
その他の処分	3,900	6.6	5,000	6.9	7,200	8.1	9,700	8.1	11,700	7.4
不処分	10,500	17.7	13,600	18.9	17,100	19.2	22,500	18.7	27,100	17.0
審判開始 (Petitioned)	39,800	67.1	46,200	64.1	55,000	61.7	73,400	61.1	97,400	61.2
放棄・移送 (Waiver, Transfer)	1,600	2.7	1,400	1.9	1,200	1.3	1,300	1.1	1,200	0.8
非行事実不認定 (Nonadjudicated)	14,100	23.8	17,100	23.7	21,200	23.8	28,300	23.5	40,900	25.7
施設収容	100	0.2	100	0.1	300	0.3	1,000	0.8	1,100	0.7
プロベーション	2,700	4.6	3,100	4.3	4,000	4.5	5,200	4.3	8,200	5.2
その他の処分	1,700	2.9	1,700	2.4	2,000	2.2	4,200	3.5	5,900	3.7
不処分	9,500	16.0	12,200	16.9	14,900	16.7	17,900	14.9	25,700	16.2
非行事実認定 (Adjudicated)	24,100	40.6	27,700	38.4	32,600	36.6	43,700	36.4	55,300	34.8
施設収容	8,400	14.2	8,800	12.2	9,600	10.8	12,500	10.4	13,700	8.6
プロベーション	12,600	21.2	15,000	20.8	17,500	19.6	22,800	19.0	29,400	18.5
その他の処分	2,000	3.4	2,300	3.2	3,400	3.8	6,200	5.2	8,500	5.3
不処分	1,100	1.9	1,500	2.1	2,000	2.2	2,200	1.8	3,700	2.3

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 推定値である。

資料5-4 少年裁判所における非行事件の罪種別処理状況（公共犯）

アメリカ（1991年～1995年）

処理内容	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年	
	件数	構成比								
総数	224,600	100.0	255,900	100.0	272,800	100.0	295,600	100.0	306,300	100.0
審判不開始 (Nonpetitioned)	114,500	51.0	124,200	48.5	122,600	44.9	126,500	42.8	127,500	41.6
施設収容	1,200	0.5	1,100	0.4	1,600	0.6	1,600	0.5	2,400	0.8
プロベーション	25,600	11.4	30,400	11.9	29,800	10.9	31,000	10.5	32,900	10.7
その他の処分	23,300	10.4	23,900	9.3	23,300	8.5	21,800	7.4	20,900	6.8
不処分	64,500	28.7	68,800	26.9	67,900	24.9	72,000	24.4	71,300	23.3
審判開始 (Petitioned)	110,100	49.0	131,600	51.4	150,200	55.1	169,100	57.2	178,800	58.4
放棄・移送 (Waiver, Transfer)	600	0.3	1,000	0.4	1,000	0.4	1,000	0.3	700	0.2
非行事実不認定 (Nonadjudicated)	43,500	19.4	52,600	20.6	57,200	21.0	66,200	22.4	76,100	24.8
施設収容	1,900	0.8	1,800	0.7	1,300	0.5	1,700	0.6	2,000	0.7
プロベーション	7,300	3.3	8,200	3.2	8,600	3.2	10,200	3.5	11,000	3.6
その他の処分	5,900	2.6	8,900	3.5	8,800	3.2	11,900	4.0	15,600	5.1
不処分	28,400	12.6	33,700	13.2	38,600	14.1	42,500	14.4	47,400	15.5
非行事実認定 (Adjudicated)	66,000	29.4	78,000	30.5	92,000	33.7	101,900	34.5	102,100	33.3
施設収容	23,400	10.4	26,800	10.5	31,300	11.5	34,000	11.5	33,400	10.9
プロベーション	34,200	15.2	40,700	15.9	46,800	17.2	49,900	16.9	49,400	16.1
その他の処分	6,200	2.8	7,400	2.9	10,600	3.9	15,000	5.1	14,400	4.7
不処分	2,300	1.0	3,000	1.2	3,400	1.2	3,000	1.0	4,900	1.6

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 図4の注4に同じ。

3 推定値である。

資料6 少年裁判所における非行事件の人種別処理件数・事件率

年 次	総 数			財 產 犯			人 身 犯			薬 物 犯			公 共 犯		
	白 人	黒 人	その他の人種	白 人	黒 人	その他の人種	白 人	黒 人	その他の人種	白 人	黒 人	その他の人種	白 人	黒 人	その他の人種
1986年	844,300 (40.0)	304,700 (79.3)	31,000 (30.7)	524,400 (24.9)	165,700 (43.2)	19,900 (19.7)	109,900 (5.2)	76,000 (19.8)	4,400 (4.4)	53,700 (2.5)	17,100 (4.4)	1,600 (1.6)	156,300 (7.4)	46,000 (12.0)	5,100 (5.0)
1987	806,600	313,700	34,200	496,200	165,300	22,100	105,700	75,000	4,700	48,300	23,400	1,700	156,400	50,000	5,700
1988	793,900	340,400	36,100	486,200	174,900	23,100	107,200	80,800	5,200	49,600	31,000	1,600	151,000	53,700	6,200
1989	816,300 (40.0)	354,000 (92.8)	41,600 (36.8)	501,600 (46.5)	177,300 (23.1)	26,200 (5.7)	116,400 (22.6)	86,100 (5.7)	6,500 (2.2)	44,900 (2.2)	31,500 (8.3)	1,500 (1.4)	153,400 (7.5)	57,000 (15.5)	7,400 (6.6)
1990	857,800 (41.7)	397,400 (103.0)	44,100 (37.0)	526,400 (25.6)	198,100 (51.3)	27,000 (22.7)	135,300 (6.6)	100,800 (26.1)	7,400 (6.2)	38,500 (1.9)	31,200 (8.1)	1,400 (1.2)	157,600 (7.7)	67,300 (17.4)	8,300 (6.9)
1991	927,900 (44.4)	439,300 (112.0)	46,000 (37.2)	594,600 (56.9)	223,100 (28.4)	29,100 (7.5)	156,700 (28.7)	112,400 (6.9)	8,500 (1.5)	32,100 (8.1)	31,600 (1.1)	1,400 (1.1)	144,600 (6.9)	72,300 (18.4)	7,000 (5.7)
1992	960,400 (44.9)	458,000 (114.2)	52,700 (40.4)	585,700 (27.4)	223,500 (55.7)	33,000 (25.3)	170,800 (8.0)	120,800 (30.1)	9,500 (7.3)	37,500 (1.8)	32,900 (8.2)	1,700 (1.3)	166,400 (7.8)	80,900 (20.2)	8,500 (6.5)
1993	962,100 (44.1)	472,700 (115.4)	54,800 (39.9)	555,900 (25.5)	218,700 (53.4)	34,300 (25.0)	181,400 (8.3)	127,700 (31.2)	9,600 (7.0)	50,400 (2.3)	36,600 (8.9)	2,100 (1.5)	174,400 (8.0)	89,700 (21.9)	8,800 (6.4)
1994	999,900 (45.2)	498,700 (119.4)	56,700 (39.6)	548,100 (24.8)	222,000 (53.1)	33,300 (23.2)	190,200 (8.6)	135,300 (32.4)	10,600 (7.4)	72,800 (3.3)	44,900 (10.7)	2,500 (1.7)	188,700 (8.5)	96,600 (23.1)	10,300 (7.2)
1995	1,127,800 (50.0)	522,900 (123.7)	63,600 (44.0)	609,500 (27.0)	224,900 (53.2)	37,300 (25.8)	219,600 (9.7)	145,000 (34.3)	12,700 (8.8)	102,100 (4.5)	53,500 (12.7)	3,500 (2.4)	196,600 (8.7)	99,600 (23.6)	10,100 (7.0)

注 1 Juvenile Court Statisticsによる。

2 推定値である。

3 () 内は、少年裁判所対象年齢層の少年人口1,000人当たりの件数（事件率）である。